

環境社会配慮助言委員会 第130回 全体会合

日時 2021年11月5日（金）14:00～17:50

場所 オンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
島 健治	株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟	法政大学 国際文化学部 学部長・教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長（環境社会リスク管理）
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

（敬称略、五十音順）

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長
大和田 慶	民間連携事業部 海外投融資課
福居 敬介	南アジア部 インド高速鉄道室 副室長
高橋 暁人	南アジア部 南アジア第四課 課長
笠原 宗一郎	アフリカ部 アフリカ第四課 課長
大井 綾子	アフリカ部 アフリカ第三課 課長

丹下 能嘉 中南米部 南米課 課長

調査団

柳谷 桂太郎 東電設計株式会社

吉田 和広 いであ株式会社

○加藤 では、時間となりましたので、始めさせていただきたいと思います。JICA審査部、加藤です。本日はよろしくお願いいたします。

ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会第130回全体会合を開催いたします。

いつものことですが、事前の注意事項を申し上げたいと思います。

ご発言の際はミュートを外してご発言いただくようお願いいたします。それ以外のタイミングではミュートをしていただければと思います。

逐語議事録をいつものとおり作っておりますので、お名乗りいただきまして、委員長の指名をお待ちいただくようお願いいたします。また、本日は助言委員の皆様全員リモートでご参加ですので、挙手機能も適宜お使いいただいて円滑に議事運営ができればと思います。また、今日は異なる場所から事業部からの説明もございますので、ご質問は審査部事務局か事業部か、誰に対する質問かを明確にさせていただきますと幸いです。ご発言が終わりましたら「以上です」というようなご発言で締め括っていただき、ミュートをしていただければと思います。

以上が注意事項でございます。本日はアジェンダも多くございますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

では、原嶋委員長にマイクをお譲りいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 音声入っていますか。

○加藤 はい。クリアに聞こえております。

○原嶋委員長 それでは、第130回の環境社会配慮助言委員会の全体会合を開催させていただきます。

まず、一つ目がワーキンググループのスケジュール確認でございますが、今日はアジェンダが多いということで、もしご都合等悪いのがありましたら後ほどメールで事務局のほうにご連絡いただくような形でよろしいでしょうか。

それでは、そういう形で、もしご都合が悪いあるいは参加したいというようなご趣旨がありましたら、後ほどメールで事務局のほうにご連絡ください。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、3番目の案件概要説明に入ります。本日は1件ございます。パラグアイの持続可能な林産業及びパルプ事業ということで、ご担当は準備ができましたらよろしくお願いいたします。

○多田 それでは、民間連携事業部、多田のほうよりパラグアイの持続可能な林産業及びパルプ産業支援事業についてご説明させていただきます。

次のページをお願いします。

まず背景でございますが、本件はパラグアイというのが南米12か国中、人口では9位、GDPでは10位と比較的小さな開発がやや遅れた国となっております。こちらのパラグアイは農業と、あとはイタイプダムを持っていることからブラジルへの売電ということで稼いでいるんですけれども、こちらは最近の気候変動等の影響があって干ばつによる不作ですとか水力発電ダムの水位低下等で影響を受けやすく、この開発計画においても小さい国ながらも産業の多角化というのが優先事項というふうに言われております。

そうした状況にあって、本事業は世界的にも植林に適した自然条件を有するとされるパラグアイ

の東部におきまして、この国初めてのパルプの生産設備、そして、そのための原材料となる木材の新規植林というものを計画しておりまして、こちらによってこの国の課題である産業の振興と、あとはSDGsということで持続可能な生産や消費、森林減少の阻止、持続可能な産業化、新規植林の増加というところに貢献するという計画を今練っております。

こちらの事業の実施者はParacelという民間事業者で、こちらはこの事業をやるための特別目的会社ですが、そのバックとしてはパラグアイの企業グループとスウェーデンの植林に精通した事業者、このタッグによって今事業の計画をしているところです。

本事業では、バイオマス発電によって工場が必要とするエネルギーを全部賄い、かつグリッドに売電するということも計画しております。また、天然林の保全等による気候変動対策への寄与ということも検討しているという計画となっております。

次のページにいただきまして、事業概要ですけれども、事業スコープ、まずパルプ工場、製造能力年間150万t、そして、それを国外に送り出す内陸国ですので、河川を使います。パルプ積み込み用河川ターミナル、そして、グリッドと電力をやり取りする変電所、そして、送電線、そして、植林プランテーション約6万ha、これに加えて従業員用の住居、アクセス道路、木材用の輸送道路等が計画されております。

めくっていただきまして、事業対象地の地図でございますが、こちらは右のほうが拡大図となっております、この右の地図の左下のほうに赤い四角で工場・河川ターミナルというのがございます。こちらに沿ってうねうねしているのがパラグアイ川ということで、こちらが河川となって南のほうに抜けて、海に抜けます。その右上のほうに植林プランテーション予定地というのがありまして、こちらを拡大しているのが次のページの地図となります。

こちらはプランテーション周辺の地図ですが、ご覧のとおり左にありますように国立公園、生物系保護区、バードサンクチュアリ等が近くにありまして、自然環境の観点から留意が必要な事業となっております。また、先住民コミュニティというのが赤いポツでありまして、こちらが植林サイトの近くに11か所、こちらの地図の外の工場の近辺に1か所ということで、計12か所先住民コミュニティというのがございます。この中の植林サイトというのが比較的太めの黄色い線で囲われた部分です。これは全体計画でして、約19万haほど今彼らは最終的にこれだけ整備したいと計画しておりますが、このうち本事業としては6万haというのを事業スコープとしてやっていく想定となっております。

次のページでございますが、環境社会配慮事項としては、カテゴリ分類としてはAというふうに考えております。情報として米州開発銀行、IDBの民間セクター向けグループであるIDB Invest、こちら本事業は協調融資を想定しておりまして、ESIAを公開してカテゴリAとして今先方は環境審査を実施中です。助言を求める事項としては環境レビュー方針、こちらに対して助言をいただければと思っております。

次のページにいただきまして、環境レビュー方針として現時点で確認済みの事項をご説明させていただきます。

まず環境許認可ですが、ESIAは製造と植林、二つの部分に分けて策定されておりまして、製造についてはパラグアイの環境省によって承認済み、植林についても事業スコープ対象サイトについては環境省より承認済みとなっております。こちらの詳細については確認してまいります。

汚染対策としましては、パルプと植林プランテーション両方について工事中と操業時の水質や大気汚染、騒音等についてESIAを確認してまいります。とりわけ留意点としてはパルプですので、排水というところについては確認してまいります。こちらについては工場の中に設置される排水処理施設で処理されて、パラグアイ川に放出されるとなっておりますが、パラグアイ川流量は2,000m3ほどありまして、こちらに対して1から2m3の放出というふうに聞いております。こちらについて適切な対策、処理が行われるかというのを確認してまいります。また、植林プランテーションでも工事中の影響もさておき、操業時において化学農薬の使用を最小限とし、長期的には不使用を目指すとなっておりますが、こちらの詳細について確認してまいります。

次のページですけれども、自然環境面、こちらについては慎重に検討してまいりたいと思っております。まず、先ほど申し上げたとおり国立公園、生物系の保護区、バードサンクチュアリ等が存在しますので、こちらについてバッファークゾーンの設定等対策を確認してまいります。また、先ほどの地図では一部生物系保護区と事業対象のプランテーションが一部重なっている地域があるようにも見受けられましたので、こちらについてはパラグアイの法制度上は、生物系保護区というのは開発と環境保護のバランスを取って開発事業をやっていいという地域となっておりますが、その詳細と本当にやる場合における環境社会配慮というのをしっかり確認してまいりたいと考えております。

2ポツ目ですが、本事業は植林プランテーションですけれども、こちらはプランテーションの対象地区を全て植林するというわけではございません。すみません、事務局の方、もし可能であれば戻っていただきまして、先ほどの5ページの地図に戻っていただければと思うんですけれども、こちらの黄色い四角で囲まれた植林対象地区の中で濃い緑の部分というのが天然林となっております。こちらは原生林なのか、あるいは人の手が入った再生林なのかという確認なんですけれども、こちらはいずれにしても緑の天然林については手をつけずそのまま保全するという計画となっております。実際に植林するとなっているのはそれ以外のピンクがかかった現在牧場としている部分ですとか黄色がかかった人の手が入って、特に再生もしていない草地あるいは黄緑色の部分、現在、違う農地として適用している部分、このようなところでの植林というのを想定し、今ある天然林は保全する計画となっております。

すみません、また先ほどの環境レビューのページ、8ページに戻っていただけますでしょうか。

3ポツですけれども、生態系への影響というところで、今回IUCN、そして、パラグアイの法律、この二つのカテゴリで貴重種というのが確認されておまして、この二つのどちらかに該当する、かつリストコンサーンに該当するそれ以外の種に対してカウントするところ、哺乳類では14種、鳥類で15種、両生類で3種、爬虫類で3種、魚類で1種と。この中でIUCNのカテゴリに限定して、かつCR、EN、VUというこの3つに該当するものとする、哺乳類では5種、鳥類では2種、両生類ではゼロ、爬虫類では1種、魚類は該当せずということとなっております。いずれにしても、このあたりは慎重な確認が必要と思っております。バッファークゾーン、そして、先ほど申し上げた在来種の植林と、かつ今ある天然林というのは手をつけない保全、このようなところでいろいろな、かつ保全林同士をつなぐ緑の回廊の設置等が計画されておりますが、保全林または今ある天然林に手をつけないとはいえ、今ある草原のあたりを植林することにおけるモニタリングへの影響というところは慎重に確認してまいりたいと思っております。

また、FSC認証というところで、本事業は生産される植林の認証を取っていくということを計画しておりますので、その詳細についても確認してまいります。

続きまして、次のページ、9ページですけれども、社会配慮面については、まず用地につきましては、こちらは100%既に取得済みで、かつもともとこのParacelのスポンサーであるパラグアイ事業者が所有していた土地というところで既に取得済み、なおかつ住民移転は発生しないということとされております。

先ほど申し上げた先住民のコミュニティにつきましては、12コミュニティ存在しておりまして、これまでやり取りを続けており、27回の訪問、また、52回のソーシャリゼーション会合を実施しており、その過程で10のコミュニティからは合意を取り付けて、残り2コミュニティとやり取りを続けているところとなっております。先住民の方々からこれまで狩猟・釣りや食物、治療目的でのいろんな採取というのを継続意向というふうに意見をいただいております。こうした先住民の方々への配慮を最大限に反映するような計画となっているか、また、特に工事中に流入する労働者の流入、こちらに対する公共サービスの負担等への緩和策等々を確認してまいります。

その他モニタリング事項として、いずれにしてもモニタリング項目、頻度、方法、実施体制について確認してまいりたいと考えます。

最後に今後のスケジュールでございますが、まず今回の全体会合、案件概要説明を踏まえまして、今手元で取りまとめ中のEIAというのをJICAにおいても公開する想定です。先方からとしては、日本でいうところの年度内、3月頃の融資契約の取りまとめというところを希望してスケジュールを組んでおりますが、こちらについては当然ながらこれだけの事業で環境面も含めた審査というものに要する時間というのをしっかり確保しながら、スケジュールについては是々非々で必要な時間を取っていきたいと考えております。

以上となります。

○原嶋委員長 音声入っていますか。

○加藤 はい。入っています。

○原嶋委員長 それでは、本件については1月にワーキンググループが設置されますので、本日は重要なところだけということで、今5名の方、石田委員、掛川委員、木口委員、源氏田委員、鋤柄委員の5名からご質問をいただいておりますので、本日はここまででよろしいでしょうか。日比さんまでですか。では、日比さんまでということでご容赦ください。

まず、石田委員、それぞれ短めをお願いします。まず質問をいただけますか、石田委員。

○石田委員 石田です。

○原嶋委員長 短くお願いします。

○石田委員 社会環境面の取得予定の事業地は100%私有地というところに質問です。これはもう既に取得されているのでしょうか。これから取得するのでしょうか。続けて取得予定の事業地というのは私有地と書かれていますが、小作の人たちが使っているとか土地なし農民がそこで作業しているとか、つまり住んでいなくても使っている土地なんのでしょうか。そういう人たちが非自発的に移転する可能性みたいなものは考慮されているのでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 続きまして、順番でいきますと、掛川委員、お願いします。ちょっと画面の順番で

掛川委員、お願いします。

○掛川委員 掛川です。ありがとうございます。

二つありまして、一つはプロジェクト全体の予算規模について教えてください。また、事業実施者のほかに協調融資もあるということなので、JICAが大体どれぐらいの割合で貢献されることを考えているのかという点です。二つ目は今ちょっと石田委員が言われたことに似ているんですが、この9ページ目のところで、もう用地は100%私有地で取得済みと書いてありますが、右側の確認事項のところでは、「用地取得にかかる補償方針及び生計回復等を確認する」と書いてありますので、これを読む限りですと、何か非自発的な移転があり得るのかというように受けました。ですので、もしこれがもう完全に私有地で、もう交渉済みで終わっているのであれば、逆に確認する事項としては、土地の売買に関わる交渉であったりとか、取引が法律に基づいてきちんと透明性を持って行われたのか、というのを確認するということになるんじゃないんでしょうかという点です。そのこのクラリフィケーションをお願いします。以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 木口です。お願いいたします。

ご説明ありがとうございます。私も9ページのところで先住民の方に対するソーシャリゼーション会合とあるんですが、今の段階でわかっている程度で結構なんですが、ソーシャリゼーション会合というのはどういうものであるのかというのをもう少しご説明いただければ幸いです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

源氏田委員、聞こえますか。お願いします。

○源氏田委員 源氏田です。

私も社会環境面のところなのですが、周辺に先住民族のコミュニティが12個あるというふうに書かれています。先住民族の方からは狩猟・釣りや植物採集といった活動を食物や治療目的で継続したい意向というふうに書かれているのですが、これはプランテーションができた後も先住民の方々のこういった活動は容認されるという方向なのでしょうかというのを教えてください。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

鋤柄委員、聞こえますか。お願いします。

○鋤柄委員 私は植林そのものについての質問です。植生回復等は在来種の植林によって行うという旨のご説明をいただきました。それでは、この工場でパルプを作っていく原料としての木、これは外来種を使うのか、あるいは在来種の中から最も適したものを使うのか、今のところ、もし明らかになれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原料の木ですね。

日比委員、聞こえますか。お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

4点ございます。最初のほうは多分確認というか、今お答えいただかなくてもいいんですけど

も、5ページの地図のほうで黄色の線に囲まれているのが事業地ということで、ここはそのParacel社が取得した事業用地という意味だというふうに理解しているんですけども、この中の事業地に囲まれた地域が今どういう土地利用になっているかということについてワーキングまでにもし情報があればご提示いただけるというのかなというのが一つ。

それから、この地域の水利水文なんですか、この地図はちょっと河川の状況がわかりにくいんですけども、どういう流域になっているのか。ウォーターシェッドとしてキャッチメントがどうなっているのかというのがわかればと。これも別に今お答えいただく必要はないです。

それから、3点目は先住民族コミュニティについていろいろコメントが出ていますけれども、やはりそこは特に気をつけていくべきかなと思うんですけども、その際にCCB基準というClimate, Community and Biodiversity Standardsという森林プロジェクトをやる際の特に社会環境面への配慮を示す国際的なスタンダードもありますので、そういうものも参考にしながら計画をしていってはどうかと。

最後にこれはもし今わかればという質問なんですけど、FSC認証、特に植林のFSCを取るということなんですけれども、このパルプ工場自体がFSCのCoC認証を取るのかどうかという以上4点になります。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、多田さんですか。聞こえますか。多田さん、まとめて重複しておりますけれども、石田委員からと掛川委員から土地の取得の問題ですね。掛川委員から予算の問題、木口委員、源氏田委員、そして、日比委員からは先住民の問題、鋤柄委員からは原材料の樹種の問題ですね、まとめてコンパクトにご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○多田 多田でございます。

まずは1点目、用地取得については完了しております。ここでの既に何か生計を立てている人というのは我々も確認中ですが、これまでのところ生計を立てている人たちはいないというふうな確認結果となっております。これは継続で確認してまいります。

二つ目の事業費につきましては、現時点で想定されている事業費は約3,600億円、そのうちJICAが現在検討しているのは大体80から150億円というところで今検討しております。こちらについては今後いろいろ。

○原嶋委員長 多田さん、ちょっと声が聞こえない。

○多田 3,600のうち80から150を今JICAのほうで検討しております。

一方で、あとソーシャリゼーション会合の位置づけについては、ちょっとこれは我々も確認中でして、正式な会合との違いというのはこちらでも確認してまいります。

先住民の活動が今後どうなるかという点については、こちらについては実施中の事業後も先住民の方々のこういった活動というのを続けていけるような配慮というのを検討していくという計画となっており、それができるのかどうかというのを確認してまいりたいと思っております。

植林の種別ですけれども、こちらはユーカリを想定しておりますので、中南米においては外来種ということになるかと思えます。中南米における植林では一般的であります、いずれにしても外来種ということになるかと思えます。

最後のご質問のうち、いろいろワーキンググループでまたと思っておりますが、FSC認証につい

てもプラントへのFSC認証というのは、これは我々としても確認予定です。現時点ではまだ確認できておりません。植林については取るが、プラントについては今後確認予定です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ソーシャライゼーション会合、あと、日比委員からありました土地利用、水利水文、そして、FSCのプラントの認証を取るか取らないかということについてはワーキンググループまでにご確認いただくということでよろしいでしょうか。

今、ご質問いただいた方は一応ご了解いただいて、あと詳細についてはワーキンググループで議論させていただくということで締めくくりとさせていただきたいと思いますが、石田委員、木口委員、掛川委員、源氏田委員、鋤柄委員、日比委員、よろしいでしょうか。もしどうしても確認があれば。

○日比委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ちょっといくつかワーキンググループまでの課題といいますか、情報提供をお願いするということで、1月に予定をしているということです。もし日にちが決まりましたら割り当てられている方以外でも積極的にご参加いただきたいというふうに存じますので、よろしくをお願いします。

特になければ次に進めさせていただきます。多田さん、どうもありがとうございました。

続きまして、ワーキンググループの会合報告と助言文確定ということで、本日4件ございますので、まず1件目がウズベキスタンのザラフシャン風力発電です。本件につきましては田辺委員に主査をお願いしておりますので、田辺委員よりご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○田辺委員 田辺です。

本件はウズベキスタンの風力発電で民間事業者への海外投融資ということになっています。ワーキンググループの委員は、林委員、山崎委員、米田委員と私、田辺の4名で行っています。

まず助言ですが、助言は4点あります。まず1点目については、建設労働者の宿泊施設がこの事業地の中に別途宿泊施設を設けるのか、それとも近隣施設等を利用するかということがまだ定かではないということで、計画の前提はキャンプを作ることだったんですけれども、仮に賃貸で宿泊施設を利用する場合に、安全とかセキュリティの点を十分配慮いただきたいということです。

それから、2点目については、影響を受ける建物が適切にマップ上で位置関係がわかるような形で記載されていなかったの、それを位置関係を把握できるようにしていただきたいということです。

それから、3点目は送電線等で衝突等を避けるためにライトをつけるということなんですが、世銀のガイドラインの中では捕食動物を誘引するような光源はできるだけ避けるべきと。それから、赤色あるいは白色の点滅光がベストとなっているので、それらを踏まえてきちんと確認していただきたいということです。

それから、4点目は、景観については非常に緩和策が限られているということから、地域住民の方々にきちんと利益があるということを感じてもらおうということが重要だという点を踏まえて、きちんと協議をするということをお願いしています。

以上、4点が助言になります。

続いて論点ですが、この案件は国際機関との協調融資で民間の事業者がフィージビリティスタディ、EIA等を行っている関係上、お金とか期間が通常のJICAの協力準備調査よりも手厚く行われているということで、調査期間とか調査経費、特に生態系に関する調査においてこういったものをぜひほかの案件でも参考にさせていただきたいという趣旨の発言がありました。ということで、以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいたほかの委員、林副委員長、山崎委員、米田副委員長、もしご発言ありましたら。

山岡委員、聞こえますか。どうぞお願いします。

○山岡委員 山岡です。

私はコメントなんですけれども、今よろしいですか。

○原嶋委員長 まだちょっとごめんなさい。林委員、山崎委員、米田委員、もし補足ありましたらですが、特にないようであれば山岡委員、ご質問をお願いします。

○山岡委員 じゃあ3番目の助言についてコメント、質問させていただきます。ワーキンググループに対してお願いします。

先ほど田辺委員から説明があったのかもしれませんが、ちょっと聞き取りにくかったんですが、1点目はEHSのガイドラインでここには括弧書きで書いていますけれども、この文章の前に可能な限り人工光源は避けたほうがいいというのがありますので、できればここで助言とするにはそれも入れたほうが誤解がないのではないかと思います。

次が、確かに次の確認済み事項等でもこれは出てくるんですけれども、通常、風力ですと、ブレードに対してバードストライクというのが問題になるので、それに対してもマーカーとか人工光源でストライクを避けるという対策が取られるんですが、ここでは送電線にどうも特化したような表現になっていますけれども、そのブレードへの衝突については何か報告書の中で同様の対策があったのなかったのかという点について教えていただければと思います。

最後、細かい話ですが、これは送電線の話で太陽光発電つきの紫外線ライト、これは多分夜の話ではないかと思うんですが、夜だと太陽光発電というのは効果がないので、そもそもこの点はどうかという疑問があります。

以上が私からの質問、コメント等です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 では、まとめていただきますので、掛川委員、お願いします。

○掛川委員 環境配慮1ポツのところなんですけれども、内容だけ読むと、これは社会配慮に持っていたほうが妥当なのかなという気がしたんですが、あえてこの環境配慮に入れている理由がもしあれば教えていただければと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、聞こえますか。コンパクトをお願いします。

○石田委員 聞こえています。論点のことを今聞いてもいいんですよ。

○原嶋委員長 いいですよ。コンパクトをお願いします。

○石田委員 論点なんですけれども、ESIAさんが、これらにおいて優れているから事例として参考にす

ればどうかということとして、その中で特に調査期間や調査経費等を上げられているんですが、この二つを上げられた理由と、ほかにも参考にできるところがあるようでしたら公開していただきたい。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、特に山岡委員からのご指摘の点ですね。あと、掛川委員からご指摘の点は場所を移動するということでもよろしいと思いますけれども、山岡委員からご指摘の点、ちょっともし可能であれば補足をお願いしていいですか。あるいは山岡委員に補足していただくのか、ちょっとご指示をお願いできますか。

○田辺委員 まず、掛川委員のご提案はそのとおりだと思いますので、1について修正してください。3番の山岡委員のご質問については、山岡委員にまずはお願いできれば幸いです。

あと、論点については米田委員にご確認いただければと。

○原嶋委員長 まず、ちょっと助言文のことですので、山岡委員、聞こえますか。ちょっともし3番のタイミングで今、山岡委員からご指摘の点でご所見を頂戴できればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山岡委員 送電線の件ということでいただいています。当初我々が検討した環境レビュー方針に記載されているものについては、送電線に関してモニタリングをし、その結果、送電線に設置したマーカーが効果的でないと判断された場合には、この紫外線ライトを設置して送電線を強調して衝突の低減を図るというのが当初のレビュー方針に記載されていた内容でございます。ここでポイントは紫外線ライトというところで、こういった人工光源であると逆に昆虫等を誘引してしまうので、助言案に書いてあるとおりEHSガイドラインにある文言である赤色あるいは白色の点滅光がベストであるということで、ガイドラインとして一定の研究を基にこういった推薦、こういった提案が為されているので、これを尊重してこういった助言案にしているということでございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ちょっと調査団かJICAのご担当の方、太陽光発電付きの紫外線というのは、これ夜ですけども、大丈夫ですか。それをちょっと今どなたか調査団の方あるいはJICAの事業部の方かな、どなたか太陽光発電で夜は対応できるということなんでしょうか。山岡委員からご指摘がありましたけれども。

○大和田 JICAの民間連携事業部の海外投融資課の担当をしております大和田と申します。

そこは引き続き確認してまいります。太陽光発電とはいえ、バックアップのバッテリーがあるところもありまして、そこはしっかりワークするかどうかというところは確認してまいりたいというふうに思います。ご指摘は承りました。

○原嶋委員長 今この文章は報告書にある文章を引用したということですかね、田辺委員。

○田辺委員 これは環境レビュー方針のテキストです。

○原嶋委員長 じゃあ、これは引用ということで、そのままで、今山岡委員からご指摘ありましたけれども、EHSガイドラインではという後に「可能な限り人工光源を避けるべきとあるうえで」というふうに、事務局のほうは書いておいてください。

山岡委員、ちょっと文章が拙いんですけども、こんなような趣旨で山岡委員、よろしいでしょうか。

○山岡委員 原嶋委員長、ありがとうございます。可能な限り人工光源を避けるべきであるというのも括弧の中に入れてもいいのではないかと思います。

○原嶋委員長 引用が何かははっきりしていないので、ちょっと。

○山岡委員 ガイドラインでは、こういうふうに書いていますので。

○原嶋委員長 じゃあ、そうしてください。

田辺さん、すみません、ちょっと立ち入っちゃって。よろしいですか。

○山岡委員 これを入れたほうがより助言に誤解がないのかなというふうに考えて、入れたほうがいいのではないのかというのが私の意見ですので、皆さんのご判断にお任せします。

○原嶋委員長 ワーキンググループの皆様、ちょっと今ご提案としては1番を社会配慮に移すということと、今、山岡委員からご指摘の点を加えるということと、太陽光発電のことについては環境レビュー方針の引用ですので、実態についてはまた担当の部局のほうでご確認いただくということで田辺主査、いかがでしょうか。

○田辺委員 私としては問題ないです。可能な限りのところは原文のテキストと再度照合していただければと思います。

○原嶋委員長 わかりました。

ほか、山崎委員、申しわけありません、ちょっと介入してしまいましたけれども、よろしいでしょうか。

○山崎委員 今、ここの部分なんですけれども、ライトで低減を図るという趣旨のことなんですけれども、これは二次的な次善策ということで、一義的には架線にマーカー設置を検討するというのがまず最初の対策としてあって、その後にライトの対策で、その場合に紫外線ライトではなくて赤色か白色の点滅光というのがここのEHSガイドラインに書かれていると私が助言として言いたかったことなので、意図はここで表現されているのではないかなというふうに思います。

○原嶋委員長 ほか。米田委員、先ほど石田委員からご指摘ありましたけれども、生態系調査のグッドプラクティスとしての評価について、もしご所見がありましたら。

○米田副委員長 ありがとうございます。

今回、まずこの事業地がIBAに隣接したところで大きな風車をたくさん、100基以上の風車を建てるという事業であるということから、かなり鳥類あるいはコウモリ等のストライクの問題が心配されたわけでして、あとは比較的乾燥した土地なので、それほど動物が多いところではないんですが、行われた調査というのは1年以上まづかけていると。その1年の間に4回以上の調査を行っているということと、鳥類調査については調査地点を14か所設置して、二人の人間を張りつけて1か所3日ぐらいかけて1年間、4季節にわたって調査をしているという点、そこで取った情報が単にその種の情報とかだけではなくて、飛行の方向であったりとか速度であったりとか時間だったりとか、そういうものを合わせていって衝突確率の予測を行っているということもあります。

あと、ほかに繁殖状況の調査も行っていると。それから、Critical Habitat Analysisというものを世銀のガイドラインに沿って一応実施していると。結果はそれほど評価しないにしても、一応そういう試みをしているということで、ほかにコウモリとそのほかの生物種に関する調査もかなりしっかりした内容のものが行われているということで、そこで人手がかかっている期間も長い。人手がかかるということは資金がかかっているのだろうと、そういうことを感じました。報告内容もかな

り専門的にきっちり書かれているということで評価したということです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、あと本文について何かご意見ありますでしょうか。今ちょっと画面のほうを映していただいて、2か所手を入れたという形になりますけれども、念のため確認ですけれども、田辺主査をはじめとしてワーキンググループにご参加の委員の皆様、そして、ほかの委員の皆様、助言の本文につきまして重要なご指摘がありましたら今いただきますけれども。

特になければ助言文そのものとしては、今画面に映っているとおりでまとめさせていただきたいというふうに思っております。いかがでございましょうか。

作本委員、どうぞお願いします。

○作本委員 作本ですが、今の米田委員のお話を聞いていまして、助言の2に関わりますけれども、適切な評価だけじゃなくて、丁寧な調査はされている。ですが、やっぱり適切な評価と対応まで入っていたほうが今の米田委員のご発言の趣旨に合うんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 田辺主査、いかがですか。

○田辺委員 旧助言2と今の米田委員の説明というのは多分ちょっと。

○原嶋委員長 ちょっと違いますね。

○田辺委員 旧助言2は。

○原嶋委員長 ちょっと場所が違いますよね。

作本委員、聞こえますか。

○作本委員 論点のほうと両方で議論されたというのはわかるんですが、ただ、旧助言の2番に関しては、やはり把握して適切な評価をされているかどうかの確認でとどまっているので、これにあまりいろいろ生態系の疑問等が残るのでしたら、単に評価だけじゃなくて対応まで入れるというのは言い過ぎなんではなかうか。むしろ米田委員のご意見を尊重したいと思うんですけれども。

○原嶋委員長 米田委員、お願いします。

○米田副委員長 元の旧助言2というのは論点とは全く別の話です。この助言2というのは影響を受ける建物と、それから、影響評価を行った地点と別々の地図があって、その二つの地図がどう関係しているのかがわからないと、そういうことなので、そこを確認してくださいという助言なんです。評価自体、影響評価はかなりきっちりやられているんですが、それが本当に影響を受ける建物のところでやっているのかどうかというそのあたりの確認ということです。

○作本委員 ありがとうございます。地図上でのお話ということで今の助言案の内容を理解いたしました。

○原嶋委員長 これはワーキンググループの先生方の意見を尊重させていただいてよろしいでしょうか。

○作本委員 わかりました。

○原嶋委員長 お願いします。

それでは、一応助言文そのものは今画面のとおりということで、確認させていただくということでよろしいでしょうか。

あと、加藤さんかな、小島さん、この環境レビュー方針のところはどういう形でご説明いただけますか。加藤さんかな、小島さんでしょうか。

○加藤 環境レビュー方針は今回配付したものを、ご覧いただきたいということでよろしく願います。。

○原嶋委員長 わかりました。

それでは、論点についてはグッドプラクティスとして今後またこういう形ということでの積極的なご提案ということで、助言文については今画面のとおり2か所修正ということで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

田辺主査、もう1度すみません、繰り返して申しわけありません。画面のとおりでの助言文の確定ということでよろしいでしょうか。

○田辺委員 括弧内なので、ちょっと原文との比較を最後にしていただいたうえということで大丈夫です。

○原嶋委員長 これ加藤さん、原文を確認できますか。すぐにということじゃなくていいんですけれども、持ち帰ってできますか。

○加藤 EHSガイドラインの原文ということですね。

○原嶋委員長 どこかにあると思うんですけれども、念のために確認できますか。後ほどで結構ですけれども。

○加藤 承知いたしました。

○原嶋委員長 石田委員、何かありますか。

○石田委員 環境レビュー方針の説明がないということですが、それはつまりこのワーキンググループの助言を形成する活動というか、ワーキンググループ委員会の結果、環境レビュー方針に特に変更がなかったから今日は説明しないと、そういう意味なんでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、お願いします。

○加藤 協力準備調査のワーキンググループで助言をいただいている場合には、その助言が環境レビュー方針の審査でどのようにやるかということのご説明を差し上げていますけれども、今回は環境レビュー方針に係る助言委員会ワーキンググループを実施いただいて、既にワーキンググループの場で環境レビュー方針の中身をご検討いただいていますので、今回の全体会合で改めて説明することはしていないというものです。

以上です。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 山岡委員、どうぞ。お願いします。

○山岡委員 先ほどのガイドラインについては最終確認していただければいいと思いますが、可能な限り人工光源を避けるべきであるというのが原文どおりの表現になると思います。

以上です。

○原嶋委員長 そこで、画面のほうはよろしいですか。「ある。」でよろしいですか。そこで「ある、」という形でよろしいですか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 すみません、長引かせまして。論点のところなんですけれども、米田委員に聞くの

がいいのかな。今回生態系調査がしっかりと国際機関は行ったということなんですけれども、国際機関はいろいろありますけれども、いつも国際機関はこのぐらい丁寧にやっているのか、たまたま今回は国際機関ではあるけれども、しっかりいつもはやっていないけれども、やっていたと。どういうふうな状況のいいグッドプラクティスなのか、ちょっとそのあたりだけ教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 米田委員、お願いします。

○米田副委員長 それは、私よりはJICAのほうが良いのかもしれないんですが、私の印象では、日本で普段我々がJICAの調査で見ているものよりはかなり質的に優れているなという印象を持ちました。それはほかの国際機関からの要請のレベルが高いから、水準が高いからという考えもできるんですが、そうすると、逆にJICAは水準の要請がそれほど強くないのかというところも出てくるので、そのあたりの気持ちも含めてこういう論点にしてもらったんですが、JICAのほうでご説明いただければと思います。

○大和田 委員長、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○大和田 今回、民間事業というところと国際金融機関というところもありまして、もちろん環境のところをしっかりとやらなければ逆に事業がなかなか立ち行かなくなるという可能性ももちろんあるので、かなり今回の事業者が相当保守的にやっているということに尽きるかなというふうに思っております。なので、国際金融機関の融資を受けることを前提に、その事業期間を遅らせないためにもかなり100%じゃないものを150%、200%というところで、かなりそういう観点から丁寧にやったのかなという印象を持っております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、一応もう1度本文をお願いします。助言文の本文をお願いします。一応そういう形で、念のためもう1度ちょっと加藤さんのほうで確認していただくということがあれですけれども、一応助言文としてはこういう形で確定させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかもございますので、一応これで一旦この件は締めくくりとさせていただきます。田辺委員、どうもありがとうございました。

○田辺委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 多田さん、大和田さん、どうもありがとうございました。

○大和田 竹橋はこちらで失礼させていただきます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 続きまして、インド、ムンバイのアーメダバードの高速鉄道について松本委員、お願いしてよろしいでしょうか。松本委員に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願いします。

○松本委員 よろしく申し上げます。かなり久しぶりに主査をやったので、いろいろと長くなってご迷惑をおかけしました。

この件ですが、覚えていらっしゃるかと思いますが、既に2014年から18年にかけてワーキンググループでスコーピング案、ドラフトファイナルレポート、環境レビューまで行い、事業はスタートしたという段階でした。しかし、その後、二つの大きな変化があったと。一つは線形変更に伴って住民移転数が大幅に増えた。215世帯増えた。さらに言うと、実施中の詳細調査ですね、その中

でセンサスが改めて行われて更新され、さらに、RAP作成時には一部影響を受ける構造物に分類していたんですけれども、実際そこにはもっと居住者がいたということで、そこは約でいきますと2,000世帯ぐらいが増えたということになります。従って、かなり大きく被影響住民の数に変更されたということで、今回環境レビューをもう1度ワーキンググループにかけられたという経緯です。そういうことでご記憶をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。

ワーキンググループ会合は10月8日、ちょっとこれを見ていただくと長いですが、4時間半にわたりまして、作本委員、谷本委員、錦澤委員、私という4人で議論をしていきました。

早速次のページにいつていただきたいと思いますと思うんですが、今の背景を考えますと、やはり大幅な被影響住民の変更ということが焦点になるわけですが、まず全体事項ですけれども、今回RAPの改訂版というものを提示されて、それを読んでコメントしていったわけですが、その中においてもまだ便益ありと、この事業の便益ありというふうに答えているのは被影響住民の4分の1にすぎないというところから、やはりもう少しこの事業の意味というのを理解できるような情報提供、これを強化していく必要があるであろうと、これが全体事項に関する助言です。

続いて環境配慮ですけれども、これは線形が変わりましたので、地図もあまり詳細な地図を私たちは見ているわけではないんですけれども、変更後、また、そのあたりに住民が多く住んでいそうな地域があるように見受けられるわけで、こうした立地状況をしっかりと把握して、モニタリングプランに反映してほしいと。基準値を超えるような場合は緩和措置を取るように申し入れてほしい、このあたりもあまり詳細な調査報告になっていないという我々委員のほうの捉え方なので、そこを精査していただいて、基準値を超えるような場合は適切な措置を取るように申し入れてほしいというのが2番目。

それから、3番目、ここから社会配慮ですけれども、線形変更によって新たに被影響住民になった人がいる一方で、移転が不要となった世帯が150あったわけです。このことについてやはり十分に説明が必要であると。もしかしたら既に見越して移転してしまった人もいるかもしれないし、もちろんそれは対象外になってしまうわけなんですけれども、そうした事情についてもちゃんと説明をし、十分周知・説明されたことを確認してほしいと。必要に応じて、これも要するに、いや、いろんな手続上移転の準備をしていたんだけれどもというようなことに原則は応じないようですけれども、しかし、必要に応じて適切な対応をしてほしいということを実施機関に申し入れてほしいということです。

4番目、線形変更によって移転することになった、新たに移転されることになった住民というのは、ある意味でこれまでの2014年度から行われてきたプロセスの中に十分に参加してきたわけではないというふうに理解をしています。従って、具体的な生計回復支援策というものをどのぐらいしっかりと理解しているのか、研修プログラムを理解しているのかということもやや不安がありますので、やはりこれらについては継続的に説明をしていってほしいというのが4番目です。

5番目ですが、線形変更ではなく、先ほど申し上げた建物の中で居住している人の数を読み間違えたという問題ですけれども、このJoint Measurement Surveyで被影響住民でなくなった人たちの実態はどうですかという質問に対しては、それは把握できないという旨のお答えをいただきました。つまりこれに対しての配慮を提言しようとしても、助言をしようとしても、そもそも把握できないので、その助言を受け入れるのが難しいという議論がありまして、結局それができない、把握でき

ていないんだということを記載しておいてほしいということです。

それから、6番目、こうした詳細調査が終わった後も要するにこれだけ多くの被影響住民を見誤るのだから、今後も見誤っている可能性があるであろうということから、この後も引き続き店主・従業員・季節労働者を含めて被影響住民の把握が継続されるよう、JICAがちゃんと確認をしていてほしいというのが6番目です。

7番目ですが、この事業は2014年から先ほども申し上げたように6年にかけて、そして、18年までかけて行われたわけですが、つまりコロナ禍の前に計画が立てられ、コロナ禍で実施を今されているというか、我々が新しい環境レビュー、再レビューを助言委員会で議論しているということになります。つまりコロナ前の補償・生計回復の方針やルールに則ってやられてきたわけですが、これらについては必要に応じて再検討するよう申し入れてほしい。具体的に言うと、生計回復支援機関がコロナ前の想定と同じでいいのかとか、そういうようなことを検討していくことを実施機関に申し入れてほしい、これが7番目です。

8番目、ここがステークホルダー協議・情報公開になりますが、新たに移転住民になった人たちというのに対して、どういうコンサルテーションをやっているのか、何か非常に回数は物凄くたくさんやられているということがRAPにも書かれているわけですが、ただ、そのステークホルダー個々の内容については書かれていないので、これはやはり我々環境レビュー方針のワーキンググループとしては、ステークホルダー協議の内容を議事録等で確認できないという状況は非常に遺憾だということから、このステークホルダー協議の内容は改めてJICAは助言委員会に報告してほしいということをここに書いてあります。

9番目、そことも重なるんですが、非常に数多くステークホルダー協議相当のものをやっているとは返答されるんですが、しかし、そのときに事前に十分な情報が公開されたうえでやられているのかということについては、確認をしているかどうかが明確ではなかったんですね。そこがしっかり実施されているんだということを確認してほしいというのが9番目です。

10番目、その他ですが、既にこの事業が走っているわけですので、モニタリングも始まっています。このQuarterly Progress Reportというものも出ていまして、このモニタリングレポートの内容を見ると、RAPに言われていたモニタリング項目と十分整合していない。具体的には錦澤委員の最初のコメントでいくと、最初はRAPに書いてあるのにされていないものがあると。一方で、やはりモニタリング項目は柔軟にというような回答もあったので、つまりがちがちに事前に項目に従ってモニタリングをすれば良いというわけではなく、プラスになるものが付け加わるものも確かにあるだろうというのと思うので、がちがちに同じにしろというわけではないですが、少なくともRAPのモニタリング項目を確認したうえで、その内容とできるだけ整合できるように報告をしてほしいと。それを実施機関に申し入れると。JICAとしてもそのことにはしっかりと配慮して欲しいというのが10番目です。

最後、11番目ですが、被影響住民世帯の数が大きく変更され、かつ今申し上げたように改訂RAPに関するステークホルダー協議の中身がもう一つ新しいRAPの報告書で明らかになっているとは言えない。さらに、コロナを挟んで事前の計画と実施が分かれているということから、補償・生計回復手段などの基準がそのままいいのかどうかということについては一旦吟味しておく必要があるということから、これは全体会合でも出されたと思いますが、環境レビューの再実施とい

うものを最初に全体会合で出されたようなスケジュール、年度内には助言対応結果が報告されるというふうになっていますが、非常に急がずに十分時間をかけてほしいというのが11番目です。

以上が今回の助言ということになります。

引き続き関係するので、論点までいかせてください。

3番目、論点ですけれども、3ページ目、次のページをお願いします。論点をお願いできますでしょうか。すみません。

ありがとうございます。

論点は2点挙げさせていただきます。一つ目は重大な変更があって、環境レビューワーキンググループの議論、大きな変更があった場合、これはこの前も議論になったと思います、全体会合で。最近そういうのがちょくちょく見られるわけですね、重大な変更がある。その際に環境レビュー方針についてワーキンググループを開いた場合、そのワーキンググループではどこまで議論をし、どこまで助言を出すことができるのだろうかという点について一定程度議論があったというよりも、何度かそこで若干つまづいたことがあります。これについては、本件は路線変更、詳細設計に伴って重大な変更が起きた。しかも、移転住民や世帯が二千数百世帯増えたわけです。JICAからはワーキンググループにほかの部分は既に助言をもらっているの、今回のワーキンググループでは変更に関わる部分の助言をいただきたいという説明が為されました。

ただ一方で、JICAはワーキンググループの冒頭、変更部分以外に関しても理解してもらったほうが良い場合も考えられるということから、実際には事前質問やワーキンググループ中の質問は必ずしも重大な変更と直接関係していないものについてもJICA側としては回答したということになっています。

委員のほうからは、今回のワーキンググループではこうしたJICA側のスタンスを尊重するという形で助言文書を作成しましたがけれども、重大な変更があった場合の環境レビューのやり直しというか、追加の際にどこまでを事前質問やワーキンググループで議論するのか、あるいは助言の対象とするかということについてJICAと委員の間で整理しておくことも重要なのではないかと。あまり絞り過ぎるのはいいとは思いますが、一定程度共通の理解を持つことも議論の時間を考えると重要だというのが1番目です。

そして、2番目、これも先ほど助言案の中に入れていただけていますが、コロナ禍が実施中案件の環境社会配慮に与える影響についてということです。これはJICAとの議論の中では極めて稀でしょうということもありましたけれども、つまりコロナを挟んで事前の計画と実施があった場合、計画をそのやり方でやるのが妥当かどうかということについて疑問があることを助言の中に書いたわけですね。JICAは国々の状況によっては工夫して、そういう対応をしているということを書いていました。委員の側からはいくつか例を出して、例えばコロナ禍によって移転時期が予定より遅れた場合の生活上の不利益ですよね。例えば元の場所でしばらく生活をしなきゃいけないであるとか、あるいはコロナ禍において十分な生計回復支援ができないとかいうような場合、いろいろなケースが考えられると思うんですけれども、そういう場合はそういう期間を延長したり、そういうようなことも検討する必要があるのではないだろうか。

さらには、今このケースのようにコロナ前に協力準備調査が終わり、その配慮プロセスはその後であるような場合については、やはり協力準備調査段階で助言委員会で議論する機会がないわけで

すよね、こういう場合は。もう協力準備調査で助言を出してしまっていますから、その後、コロナ禍において大きな変化があったとしても、もはや助言委員会として何ら言う場がないし、知る場もないと。今回は偶然再レビューがあったからその変化についてコメントする機会はありませんでしたが、通常はそういうことがないので、この点は私たち委員としてもJICAとしてもどうするのかまでは助言委員会のワーキンググループで議論できませんでしたが、やはり留意して今後考えていく必要はあるのではないかとということを論点として挙げておきたいと思います。

私からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。音声、入っていますか。

石田委員、聞こえますか。どうぞお願いします。

○石田委員 簡単に確認です。回答表を見ると、マングローブ伐採について質問やコメントが複数の委員から出されているんですね。今回大きな線形変更となったのは駅周辺なので、マングローブは特に関係ないんですけども、これが出されたという理由とか背景をちょっと知りたいということです。それが質問です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと先ほどお話ししましたが、松本委員が主査ですが、作本委員、谷本委員、錦澤委員、ワーキンググループにご参加いただきましたので、補足ないし追加ありましたら併せてご発言をお願いします。あと、今石田委員からご質問がありましたので、これは松本主査でもよろしいでしょうか。マングローブが取り上げられた背景ですね。もしおわかりであれば松本主査あるいはJICAのほうでもよろしいかと。どちらかご指示いただけますか。

○松本委員 地図をお見せすればわかると思いますので、JICAのほうでちょっと地図を用意していただければ助かります。

○原嶋委員長 じゃあJICAのほう、地図をお願いします。あと、ワーキンググループでご参加いただいたほかの委員の皆様から補足ありましたらサインを送ってください。

○松本委員 もうちょっと広めの右のほうに行くと、これですね。駅ですね。私が話すのも何ですが、多分JICAの人がこれはワーキンググループでも議論になりましたので、どのあたりに、多分この地図のちょっとさらに右というか、あっちのほうだと思うんですが、もしよろしければJICAのほうでこの地図で説明していただけますか。

○原嶋委員長 JICAのご担当の方、お願いしていいですか。

○福居 JICAの福居でございます。

本件に関しましては、もともと重大な変更にあたった線形変更の件とは直接関係ないんですけども、RAPの全体アップデートの中で一つタネ駅という駅の構造が変わったことを議論というかご紹介させていただきました。ちょっと地図の色等は若干見づらいので、具体的にご説明しづらいんですが、非常に簡単に申しますと、この縦に真ん中よりちょっと右側に線が入っておりますのがインド国鉄の在来線でございまして、これに対して直角に横に四角がいろんな色でいくつか書いてあるのでございまして、これが新しい高速鉄道の駅を予定しているもので、もともとは在来線に直につけるように高速鉄道の駅を配置する予定だったんですが、マングローブ等への影響等も最小限にするということで、在来線の上に見える高速鉄道の新駅のホーム部分、高架部分は当然在来

線のほうとある程度くっつけなきゃいけないんですけれども、その駅のコンコースとか駅の出入口というのを今出ている画像でいうと、左側の白くなっているほうですね。こちらのほうに寄せることでホーム部分とそれ以外の下の出口等につながっていく部分というのを少しずらすことでマングローブへの、このタネ・クリークへの配慮等もしたというふうな状況でございました。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。石田委員、よろしいですか。

○石田委員 緑の部分がマングローブということなんですね。要は今見えているところの。

○原嶋委員長 福居さん、いかがですか。

○松本委員 それは違いますよね。この部分のマングローブじゃないですよ。

○福居 今ご発言いただきましたけれども、基本的に左下にフォレストと書いてあるとおりで、マングローブのみならずそれ以外の木の植生があるのを示しているというふうに理解しております。

○石田委員 もちろん委員の方々が議論されたから私がこれ以上突っ込む話じゃないんですけれども、すみません、この地図はどこにマングローブがあるか全然わからないので。

○松本委員 我々が受けた説明は、この地図よりもっと右側のほうにタネ・クリークが流れているんです。ですから、こちら側はフォレストではありますけれども、マングローブはこちら側ではないという説明を受けているので、ちょっと何か今のあやふやなご説明が私たちを一層不安にさせています。

○福居 すみません、失礼しました。

○原嶋委員長 JICAの方。

○福居 右側のほうに見切れているところですね。

○石田委員 既に私たちが全員いただいている案件概要でタネというところを今見ているんですね。そこでは要するに何か河川が横切っているような気がするので、多分このあたりかなと思いながら見ていました。2ページです、案件概要の。拡大地図はないんですけれども、ここで恐らくマングローブがあったんだろうなと。それで、改めて調査すれば当初の想定よりも違うものが出てきたということかなという理解をしています。ただ、助言委員会の皆さんでそうやって議論されたのであれば、助言委員会の皆さんにはマングローブ云々のことがはっきりわかる地図なりデータなりがあったんだろうと推測しているんですけれども、違うんでしょうか。

○作本委員 すみません、作本ですが。

○原嶋委員長 作本委員、どうぞ。

○作本委員 ただいまの石田委員からのご質問、ありがとうございます。実際はワーキンググループの場で、タネ駅周辺を含めた二つの駅が関わっていますけれども、特にタネ駅の周辺の地図を出してくれという形で、とりわけマングローブのことには質問を提出しております。この地図はちょっと今、松本主査のお話のとおり途中で短く切れているかもしれませんが、マングローブ林への影響を少なくするというので、少なくなるように変わったということでご説明を確かいただいたような気がいたします。

以上です。

○石田委員 作本委員、それから、松本主査、JICAの皆さん、ありがとうございます。理解できました。

○原嶋委員長 それでは、ほかの委員の皆様、助言文は大変慎重に練っていただいておりますのであれですけれども、もし助言文についてご意見や何かご指摘ございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

1点、松本委員に、これは加藤さんにも伺ったほうがいいと思いますけれども、ステークホルダーミーティングの内容についてご報告いただく機会ということになりますけれども、もしこれを実践するとなりますと、どういうタイミングでどういう機会を設けたらいいのか、もし松本委員、具体的なお提案がありましたら補足でいただけますか。

○松本委員 一応ワーキンググループのときにこれは多分小島課長からご意見が出されましたけれども、一応来年3月に全体会合に助言対応結果報告をする予定で、その場の全体会合で報告をしていただくというふうにご発言があったというふうに理解しております。

○原嶋委員長 審査部のほうはいかがですか、今の点。加藤さんかな、小島さん、どちら。

○小島 審査部の小島です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 3月かどうかというのは確定できないんですけれども、助言対応結果をする機会はあると思いますので、その際にお知らせしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、助言文は大変慎重に練っていただいておりますので、あまり隙のない大変綿密な助言文をいただいておりますので、基本的にはこれということになろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

あと、この中で具体的に5番目にありますけれども、読み間違えた被影響住民の方々の把握できないということについては、環境レビュー方針に実際に記入していただいているということで確認しておりますけれども、松本委員、よろしいでしょうか。確か環境レビュー方針の15ページだと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、助言文そのものは大変慎重に練っていただいておりますので、ワーキンググループで作っていただいた原案をそのまま確定させたいというふうに考えておりますけれども、ご意見はいかがでしょうか。

具体的には8番目の対応については、先ほど小島さんからご指摘のあったとおり対応することと、5番目については後ほど若干触れますけれども、既に環境レビュー方針の中に取り入れられております。助言文の確定、原案どおりで特に問題なければそうさせていただきますが、いかがでしょうか。

それでは、松本主査、どうもありがとうございました。大変慎重なご議論をありがとうございました。

○小島 すみません。文案についてコメントではないんですけれども、一応事業部の皆さんの名譽のためなんです、この環境レビューの再レビューでもやり直しでもなくて、重大な変更が起こったから行わせていただいているものですので、その点はどうぞよろしくお願いいたしますということです。

今後、重大な変更が生じた場合も私たちとしては変更が起きた部分について審議いただきたいと

思うんですけれども、当然助言委員の皆さんにおいてはそれ以外の部分、気になるところもあると思います。できるだけ対応はしたいんですけれども、具体的な助言の部分については、できるだけ変更が起きた部分についていただきたいというのが私たちの考えですので、どうぞよろしくお願い致しますというところの2点です。

ありがとうございました。失礼します。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

まず、ちょっと論点のことがありますけれども、ここについてはお手元の原案どおりで確定させていただきます。よろしくお願いします。併せて論点でご指摘いただきましたけれども、今、小島さんからご指摘ありましたけれども、重大な変更の件につきましては、重大な変更の内容によっても変わってまいりますので、あまりここだけに限定するということが最初からということよりは、柔軟に変更内容に応じて遡ることも否定しないということで対応していくことになるかと思えますけれども、また機会あるいは時間があるときに少しこの対応についてご意見をいただくようなタイミングを持ちたいと思っておりますので、またその際にはいろいろご意見いただきたいと思います。

松本主査、いかがでしょうか。

○松本委員 ワーキング自体は4時間半をやって、まだここについては十分な議論ができていないという状態でしたから、ぜひ前回原嶋委員長の話の中でも最近こういう変更がありますよねというご指摘があったと思いますので、どこかでちょっと立ち止まって議論する機会を設けるとするのはいいんじゃないかと思えます。

○原嶋委員長 いずれにしても、変更の内容によって変わってくると思いますので、小島課長のお気持ちもよくわかりますけれども、変更の内容によっては一定程度遡ることは避けられないというふうに思いますので、そういう前提でまた機会を持ってご議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、一応原案どおり確定させていただいたうえで、環境レビュー方針、この件も加藤さんはいかがでしょう。今特に対応しているところもあるので、そこだけ確認していただいたほうがよろしいでしょうか。加藤さん、いかがですか。

○加藤 先ほど小島からご説明させていただいたとおりに重要な変更の内容について既にワーキンググループでご議論いただいていますので、今回ここで改めて説明ということはしないということでよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 わかりました。

1点だけ先ほど確認しますけれども、助言文の5番目のところについては環境レビュー方針の15ページの1番上のところに確か書かれていますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、一応そういうことでお手元資料は情報提供ということで、承るということでお願いします。

ほか、ご意見ございますでしょうか。大変大きな案件でございまして、長い時間慎重なご議論をいただきまして、本当にワーキンググループの皆様、どうもありがとうございました。もしこの件につきましてご意見ございましたら頂戴いたしますけれども、サインを送ってください。

それでは、特に承っておりませんので、一旦この案件についてはここで締めくくりとさせていただきます。

だきます。松本主査、どうもありがとうございました。

○松本委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 担当部の方もありがとうございました。

それでは、続いて3つ目の助言文の確定の審議でございまして、バングラデシュのマタバリの超々臨界の石炭火力ということで、ちょっとこのタイミングではあまりあれですが。小椋委員、ちょっと申しわけないんですけども、ここで7分ぐらい休みをいただいてよろしいでしょうか。

○小椋委員 わかりました。

○原嶋委員長 それでは、会議室の換気の都合がありますので、ここで休憩をさせていただきます。30分再開ということでよろしいでしょうか。

小椋委員、申しわけありません。時間は大丈夫ですか。

○小椋委員 大丈夫です。結構です。

○原嶋委員長 17時半でしたよね。

それでは、一旦ここで休憩ということで15時半再開をお願いします。

15:22 休憩

15:30 再開

○原嶋委員長 それでは、改めましてバングラデシュのマタバリ超々臨界石炭火力発電事業の案件です。本件につきましては、小椋委員に主査をお願いしております。お名前が間違っていたようで大変申しわけありません。修正をしたうえでお願いします。

それでは、よろしくお願いします。

○小椋委員 それでは、本件ワーキングですが、島委員、田辺委員、寺原委員、錦澤委員と私の5名で審議をいたしました。

助言案から入らせていただきます。全体事項ですが、再生可能エネルギー導入を考慮したシミュレーションで、オフピークに大幅な供給過剰が生じていると。出力抑制が困難な石炭火力を2041年を目途に7,971MWを維持する理由が十分示されていないので、代替案の検討で出力抑制の観点から石炭火力を増設する妥当性を検討し、その結果をファイナルレポートに記載することというのが1番目。

それから、環境配慮、2番目に移ります。NOxの最大着地濃度の予測がガイドラインを僅差でクリアしている状況でしたので、厳密なモニタリングを行えるよう、適切なモニタリングポストの設定数や測定頻度を検討し、結果をファイナルレポートに記載すること。

3点目から5点目、これは社会配慮に関することです。本事業のモニタリングの中で漁獲量の増減を確認し、確認後、漁獲量の著しい減少が認められる場合には、その原因について調査することを実施機関に申し入れるとともに、本事業以外の要因が見当たらない場合は、漁業従事者の生計回復策を含む支援について検討することを実施機関に申し入れること。これを補足いたしますと、漁業従事者の方がPAPsから漏れているというか、いわゆる漁獲量の減少の因果関係が明らかではないということもあって、PAPsから現在は漏れているという背景があったので、この助言案につながっております。

4点目、塩田やエビ養殖池のリース料の上昇が当初の補償パッケージで想定されていた物価上昇を超えていないかどうかを確認し、結果をファイナルレポートに記載すること、4点目です。

5点目ですが、フェーズ1におけるアクセス道路建設の適法性について、現地裁判所で係争中であることから、フェーズ1のモニタリングの一環としてその推移を確認することということでございますが、この補足が必要だと思います。現地の裁判で何が今係争中になっているかということなんですけれども、これはアクセス道路の河川敷に土砂を仮置きするコヘリア川というんですか、そこに関して最高裁で今停止措置が取られているというような状況がございます。現地で係争中という状況がございます。

最後6点目、ステークホルダー協議と情報公開でございますが、フェーズ1のモニタリング経過・結果も含め、実施機関に対して環境・社会モニタリングレポートの公開を引き続き強く働きかけること。住民に対してモニタリングの経過・結果を住民の懸念や関心事項を踏まえて適切に説明あるいは公開するよう実施機関に申し入れること、以上6点、助言案でございます。

引き続き論点にいてもいいですか。

○原嶋委員長 お願いします。

○小椋委員 論点でございますが、ちょうどタイムリーにCOP26、脱石炭が議論されていて、日米中はそこに賛同しないというのがございましたが、それにも通底する話でございますが、バングラ政府のエネルギー政策、NDC、これは国が決定する貢献の内容について複数の委員から質問があって、石炭火力発電事業に対する導入支援については、日本政府の方針を踏まえて検討することに加え、国際的な動向、相手国政府の再生可能エネルギーを含むエネルギー政策や国が決定する貢献NDCの妥当性を慎重に精査したうえで、協力の必要性や妥当性を考慮することが肝要であるとの指摘があったということで、まさにCOP26で議論されている脱炭素に関連して、日本のODAとして果たして石炭火力発電を支援するのがいいのかどうかという本件事業を取り巻く大きなマクロの視点での論点、これが複数の委員から出されたということでございます。

以上、私からの本件ワーキングのご報告でございますが、本件ワーキングにご出席の委員の皆様から補足、追加事項ございましたらお願いをいたします。

○原嶋委員長 島委員、田辺委員、寺原委員、錦澤委員、もし補足あるいは追加ございましたら遠慮なくサインを送ってください。

それでは、ほかの委員の皆様、全体を通じて助言文についてご意見あるいはご質問ありましたら承りますので、サインを送っていただけますか。

木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 木口です。ありがとうございます。

田辺委員にご質問か主査にご質問かわからないのですが、全体事項の助言の1で代替案検討において出力抑制の観点から石炭火力を増設する妥当性を検討し、とあるんですけれども、この代替案検討の出力抑制の観点に絞った点というのをもう1度詳しくご説明いただければと思うのですが、お願いいたします。

○小椋委員 これは田辺委員、よろしいですかね。

○田辺委員 まず、この協力準備調査の中では、通常であればあまりここまで細かく再エネのシミュレーションというのを行わないんですが、様々な議論がある中で、以前案件概要説明にあったとおり再エネの導入を踏まえたシミュレーションも行われています。この再エネのシミュレーションにおいては、特にここに書いてあるとおりオフピーク時に供給過剰が生じていて、出力抑制が困難

な石炭火力が一つの要因になっていると私としては判断しています。

ですので、この点が代替案検討というセクションの中できちんと触れられていないというのが私の認識でして、石炭火力を増設する妥当性というのがきちんとあるのかどうかというところが代替案検討の中では不明確ではないかというところで、この助言を出させていただいた次第です。

○原嶋委員長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、石田委員、お願いします。

○石田委員　二つあります。漁獲量関連について助言でいえば社会配慮の3のところ、そこで回答表を見ると影響を受ける漁民のカバレッジというか影響を受けている漁民というのが正しく捉えられているかどうかという疑問というかコメントも委員のほうから出されておられまして、いただいている案件概要の写真だけしかわかりませんが、こういうところは正確な漁民の把握をするのはすごい難しいんじゃないんでしょうか、私の経験からいっても。把握しようとしても監督官庁の人員不足だとか、あとボートでないと行けないとかいろんな理由がありますから、どうやって把握されているのか、まずそれを知りたい、それが第1点。

それから、3つあるのか、結局。漁獲量に関して3つあります。もう一つは漁獲量のモニタリングですけれども、この地域は漁獲統計というのはきちんと運営管理されていて、妥当な数字が出ているんでしょうか。もちろん漁業省なりがやっていると思うんですけども、実際それが出ているのかなと。浜で水揚げをするようなことが多ければ漏れもありえるので、何をもって漁獲量のモニタリングをして、漁獲量変動しているということを調べていくのかというところにどんなアイデアをお持ちなのか、これはJICA側への質問ですかね。JICAないしは調査団への質問ですね。どうやって何を指標としてモニタリングしようと思っているのか、どういう指標で、かつどうやって例えば浜辺のサンプリングをしていくとか魚市場に漁獲物が集められるときはそこで見ていくとか、どういうモニタリングを具体的に考えておられるのか。漁獲量のモニタリングの仕方は決まっているでしょうから、そのうちどれをこの事業のモニタリングとして採用しておられるか。それを決めないとやっぱりちょっとまずいと思います。

あと、キャッチの著しい減少があった場合というところに助言委員会の方々の苦しいお気持ちが伝わってきたんですが、漁獲量の減少と増加については、通常様々な要因が考えられるので、気候・気温、それから、汚染、それから、漁獲努力の減少とか船の増加とかいろいろあります。同じ魚を獲るに当たっても違う漁法で獲っている人たち同士の相互作用だとか、昔からいろいろあるんですよ。テーマとして上げていただくのはとてもいいと思うし、漁民にとっても役に立つ助言だと思うんですが、実際に漁獲量の減少といった場合、何らかの物差しみたいなものを決めておいておかないと、現場で恣意的に判断されてしまうと、せっかく作った助言もあまりよろしくないのかなと思うんですよね。だから、漁獲量の著しい減少があった場合、本事業以外の要因が見当たらないということが本当に言えるのかなと。日本もいろんな漁場で漁獲量の減少があった際に、なかなか本当の要因というのは簡単には見つかりませんから、いろいろやるんですが理由を特定するのは難しいはずで。海の中のことなので。だから、どの程度までこの事業によって漁獲量が減少する影響をあたえているのか、そして、それ以外の要因による減少はどうか、ということをもどの程度見極めていけるのかというところは、かなり難しいのかなと。だから、3つ目はコメントです。

以上、3つ申し上げました。

○原嶋委員長 では、続きまして、松本委員からもご指摘いただいた後、まとめて対応をお願いします。

松本委員、聞こえますか。お願いします。

○松本委員 先ほど木口さんが質問された1番目のところと関係しているんですけども、つまりこの助言文を読む限り、大幅に供給過剰が生じているのは今回のシミュレーションの中に出ていると。次に書いてある出力抑制が困難な石炭火力がその一因ではないかというのは、これは分析的であるということで、そう考えると代替案検討において出力抑制の観点から石炭火力をさらに増やすということは妥当なのかどうかという疑問が書かれているわけですが、これが結果をFRに記載することというのは、新たな調査が必要というよりは何か分析のような気がするんです。そこで、JICAが今のところこれに対してFRに書くわけですけども、どのような文言を想定されているのか、あるいは全く今のところノーアイデアなのか、この辺をJICAのほうに教えていただきたいと。これを書くこと自体はいいと思うんですが、どのようなことをお考えなのか、今の現在で教えていただければなと思いました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、石田委員から3つですけども、小椋主査から何かありますか。その後、JICAのほうをお願いします。

○小椋委員 JICA調査団の方から漁民の把握方法ですとか統計があるのかどうかというのはお話をまずは伺うとしまして、この助言を出した背景というか思いというか、補足をさせていただきますと、実はこのワーキングで配られた資料の中にステークホルダーミーティングか何かの場で漁民の方が非常に漁獲量が減っているんだというお声があったわけです。日本のODAとして、その声をやはり無視するわけにはいかんだろうと考えております。本件事業、この石炭火力発電所事業がどれだけ漁獲量の減少に寄与しているのかという寄与度は、実際には科学的にどれだけアプローチしても、例えば気候変動だとか潮流とかによってその辺は石田委員がご専門なのでお詳しいと思うんですが、わからない。最終的には、昔々は私も関西国際空港で漁業補償をやったことがあるんですが、その経験からいくと、蓋然性から生計回復をもって補償するのかというふうには思っています。

一方で、漁獲量がどれくらい減少しているのかという数値的な把握は必要かと思っていて、その数値的な把握のためには、影響の漁民の把握ですとか漁獲量の統計あるいは統計じゃなくても浜に揚がっているようなものを実調するののかどうかは大変だと思うんですけども、そこをどう考えるかまず調査団の方に教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 お願いしてよろしいでしょうか。今、小椋主査からご指示の件と、あと、松本委員からもいただいていることも調査団のほうにお願いしてよろしいでしょうか。

○柳谷 調査団の団長を務めております柳谷でございます。

弊社の団員であります吉田がこの担当をしているので、吉田さん、漁獲についての回答というのは可能でしょうか。

○吉田 会場から調査団の吉田がお答えいたします。

まず、漁民の数の把握ですけども、おっしゃるように非常に難しゅうございまして、漁業組合

というのもこのドルガタ、マタバリのユニオンではあまりきちんとされた組織ではないということで、そこでの聞き取りが難しかったということで、従来から漁民が多くいると知られています村を対象に統括グループディスカッションの中で聞き取りをしながら調査して把握した数字です。

漁獲高の調査の方法につきましては、ご指摘のように大変難しいところがございます、マーケットはマタバリの村ではございませんで、ちょっと内陸側に入ったところになりますから、クトゥブディアですとか南のほうの海域も対象に入って、このマタバリ島全面の海での漁獲高というのはマーケットにヒアリングベースでは把握できない状況であることを認識しています。

そこで、モニタリング調査あるいは今回の調査のように試験操業の形で、それを体系的に組んで、刺し網だったら一網が大体1日の漁獲努力量ということになりますので、分母を押さえた、並べた形で比較は可能になるかと考えています。

以上が2点、ご質問のあった点の回答になります。

○原嶋委員長 あと、FRに対する記述について松本委員からご指摘の点は、審査部か事業部、ご担当の方、ご対応をお願いしますか。松本委員からFRへの記述の方針についてのご質問があったんですけれども、これは事業部あるいは審査部、どちらかお願いしていいですか。

○高橋 JICAの南アジア部の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

ご指摘の点に関しまして、2041年等の将来の断面において、特に太陽光が活用できる昼間の時間帯において、火力発電による余剰電力、供給能力の超過が生まれる状況と認識しております。そうした状況に対し出力抑制が難しい石炭火力を導入する妥当性をどのように説明するかということだと思いますが、まず一つは、今回マタバリの3、4号機に関しましては、石炭火力であっても出力変化率を高めるための方策を導入する方向で検討しているということが挙げられます。具体的には、出力の調整率を通常であれば3%程度と思いますが、それを4%以上に高めていくことができるとなっております。また、最低負荷についても15%まで下げることができる技術の導入を検討中です。

そういった形で仕様面の柔軟な対応を可能とする機能を携えた設備を導入するということとともに、バングラデシュ政府の政策の観点でも、これまでガス火力に頼っていたものの、国内産の天然ガスの供給が枯渇してきている状況があるため、エネルギー安全保障の観点から電源の多様化が求められているというのが借入国側のニーズと理解しております。そうした観点で、安価で安定的に電力を供給可能な発電源として石炭火力が必要になってくるとというのがバングラデシュの置かれた状況であるというふうに理解しております。こうした説明を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ちょっと作本委員から追加でいただいておりますので、よろしくお願いします。

○作本委員 ありがとうございます。

助言案の3番なんですけど、既に石田委員、小椋委員からも発言を為されていて内容はダブるかもしれないんですけども、この漁獲量の正確な把握、被害を受ける人たちの正確なデータ把握が難しいということはもちろんあるんですけども、その3行目ですね、本事業以外の要因が見当たらない場合、いわゆる引き算の形でもってほかに要因が見当たらない場合、これは恐らくあり得ないことですね。先ほど小椋委員も話されたとおり、例えば温暖化の影響ですと言われたらもうここで

終わっちゃうわけでありますので、本事業以外の要因が見当たらない場合と、こういう引き算の考え方じゃなくて、やはりここは積極的に本事業による要因が推定されるような場合ということで、肯定型で書くべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。むしろ私は複合的な面が必ず絡んでくると、否定されてしまうという結果も文言からはあり得るのではないかと、そういう懸念をしております。

あともう一つは、先ほど松本委員からもほかの方も発言されていた内容ですが、やはりJICAのスタンスが今回の石炭火力事業について何も示されない、全体のところでどういう方向にもっていきたいのかと。もちろんバングラデシュの今の石炭需要はわかりますし、火力発電需要はわかりますが、やはり明確なスタンスがないというか、将来見通しみたいなものについて何かヒントめいて入れておくことはできないのかということがちょっと気になります。

以上です。

○原嶋委員長 先ほどの表現については後ほど小椋主査から。ちょっとその前に山岡委員から質問いただきます。山岡委員、聞こえますか。お願いします。

○山岡委員 ありがとうございます。

1番目のFRに記載するというこの点なんですけれども、今のJICAのお話も伺ったうえでちょっと意見をさせていただくということなんです、もともとこういう長期計画はバングラデシュの中でも長期の電力マスタープランがあると思います。それに則ってこういう個別の発電をいつの時点で開発していくかというのがもともとあるはずなんです、ただ、やはり石炭火力発電についてはいろんな意味で見直していく必要があるというのも、現状だと思っています。そういう意味で、この妥当性について詳細な検討というのは、これは結構大変だと思うので、そう簡単に細かいシミュレーション等をして妥当性をまた新たに検討するというのは非常に時間がかかりますので、多分それは現実的に難しいと思います。聞きたいのは、要はマスタープランどおりでこれはやはり説明できるのか、それとも石炭火力、地球温暖化等の影響を受けて、そういう要因を新たに加味したうえでマスタープランの修正案みたいなものをFRに記載することになるのか、この点についてちょっと補足していただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 今の点、後ほど高橋さん、お願いします。

石田委員、聞こえますか。

○石田委員 聞こえています。

○原嶋委員長 コンパクトをお願いします。

○石田委員 先ほどご回答いただいた3番のところで、試験操業をして恐らくベースラインデータをお作りになりたいんだという印象を受けたんです。でも、その場合だったら漁法がいくつあるかは存じ上げませんけれども、刺し網、底引き、引き縄とか漁法別にやる予定でしょうか。やらなきゃ駄目だと思うんです。かつ漁民の規模がよくわからないんですけれども、そうやった場合漏れが生じる、同じ刺し網漁業でもより小規模な刺し網をやっている人と、船で沖に出て操業している人たちとでは条件が違ってくると。水温の変化だとか水質の変化による魚の来遊率が変わったりすることもあり得るかもしれませんし。そこをどうやってすくっていくおつもりなのかということを追加質問ですけれども。

それからあと、試験操業というアイデアは、私は決して悪くはないと思うんですが、やるんだったら丁寧にやってほしいなと思っているんです。丁寧にやる場合、日本側は丁寧に試験操業を行うというアイデアを出せますけれども、相手側、バングラデシュ当局の水産局にその操業計画を実施するというキャパと余力があるのか、そういうことを実施したことがあるのか、というところも気になります。実施していただける予算をプロジェクトが提供できるのかも。どこが実施のお金を出していくのか、モニタリングは本当に気になります。

それからあと、もしそういうのが非常に難しいんだったら歴史的にこれまでの漁獲量というのはある程度把握できているんじゃないですかね。トータル、全体だけでも、地域の分として。そして、歴史的にこれまでの漁獲量を見ていって、それがどう変化していくか、増えたか減ったかというところをざっと見るというのが一つの大きなよくやる手段だと思います。ただ、その場合、年度ごとで見なきゃいけないし、あと、雨季・乾季があるわけだから、魚種も漁獲量も変わるわけなので、季節別であったり魚種別であるということところはきちんと注意して見ていていただきたいなという気はしています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、まず3の表現について小椋主査、2のJICAの方針について加藤さんか小島さん、3のマスタープランについては高橋さんですね。今、石田委員からありましたのは調査団の方ですね。

まず、小椋主査、3の表現、作本委員からありましたけれども、私は原案でもいいんじゃないかと思いますけれども。

○小椋委員 私も原案でもいいと思いますが、錦澤委員、田辺委員、ご意見ありますか。

○原嶋委員長 錦澤委員、田辺委員、いかがでしょうか。カバーする範囲が微妙に違うのかもしれませんが。

○錦澤委員 3番の話ですね、今のは。

○原嶋委員長 はい。本事業以外の要因が見当たらない場合というんじゃなくて、本事業が要因となった場合というふうに書くような部分ですね。

○錦澤委員 ここは結構議論したところで、結果としてこういう表現にしたんですけれども、例えば温暖化が要因としてあるということは、まさに最初は因果関係を明らかにせよという、この事業と漁獲高が減ったことについての因果関係も含めて明確にしたうえで支援する、そういう書きぶりだったんですね。ただ、因果関係を明確にすることは現実的に難しいのでこういう表現にした。そういう意味では、温暖化が原因なんだというエクスキューズはまさに因果関係をはっきり証明することはできませんから、そういう説明はちょっと考えていないですね。

例えばここで言っているのは、何か近くで極端な話ですけども、原油が漏れたとか、それで急に漁獲が減ったとか、それはちょっと極端過ぎるかもしれないんですが、そういう明確に漁獲量が減るような他の要因というのがない場合で、かつ漁獲利用が著しく減少して生計回復が必要な場合にはきちんと支援してくださいと、そういう表現にしたと、そういう趣旨です。

ですので、このままでいかがでしょうか。

○原嶋委員長 作本委員、よろしいでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。

今のこの文章は、私、温暖化が恐らく議論されてくると思ったんですね。だけれども、この文章をこのまま読むと、温暖化はここには入れたくないというか入れていないというふうなお話を聞いたんですけれども、本事業以外の要因が見当たらない場合とって、温暖化が理由ですといった場合には、当然この支援策を検討するというこっちの流れになるわけですね。そういうふうな広くこれを捉えていいのか、あるいは複合的な原因だということを前提にしながらも、この表現で十分足りるのかどうか、ちょっとそこだけ整理しておいたほうがいいかと思うんですが、文字どおりこの表現がよろしいというのなら私はそれで構いませんけれども、特に温暖化が原因ですと言われた場合にどうなるのかということの立場を明確にしておいたほうがよろしいかと思います。

○原嶋委員長 小椋主査、お願いします。

○小椋委員 作本委員、ご懸念ありがとうございます。そこも非常に議論をして、先ほど錦澤委員ご指摘のとおり因果関係ですとか必要とあればというような文言も入れようか入れまいかみたいな議論もあったうえで、要因が見当たらないというところに、作本委員からすれば少し1歩下がったような表現になっておりますけれども、漁獲量の減少については複合要因があると思います。その中で要因が見当たらないというような表現に落ち着いたんですね。必ずしも温暖化だけで漁民に対する説明をしないというのではなくて、複数の要因の寄与度があるので、そこはあくまでも蓋然性の中で漁業補償をやっていくんだという思いはあります。お答えになっているかどうかわからないですけれども。

○作本委員 わかりました。ご丁寧な説明をありがとうございました。趣旨は同じですので、ありがとうございました。

以上、結構です。

○原嶋委員長 それでは、ワーキンググループの案文を尊重させていただきます。

あと、審査部のほうで石炭火力の方針についてと、あと、山岡委員からご指摘のあったマスタープランとの関係とFRの記述ですね。これは高橋さんと、あと、審査部かな。お願いしていいですか。

○高橋 まず、この協力準備調査においてマスタープランでも実施していない電力の需給分析を改めて行っております。現在有効なマスタープランとしては、2018年に差規定された電力マスタープランがございます。同マスタープランにおける予測から、コロナの影響や足元の電力需給を踏まえシナリオ分析を行い予測を作成しています。

以上でございます。

○原嶋委員長 あと、試験操業と魚種別の対応について、調査団から補足いただいたほうがよろしいでしょうか。調査団の方、ちょっとお名前がこちらで今把握できていないんですけれども。石田委員からご指摘のありました試験操業と魚種別の調査のご指摘があったんですけれども、これはお願いしていいですか。

○吉田 調査団の吉田と申します。

○原嶋委員長 吉田さん、お願いします。

○吉田 試験操業につきましては、通常、先ほどお話のあったようにまず統計を把握されている漁場と、それから、ドルガタ、マタバリ、対象地域の漁民がご指摘のようにごく近傍でされているということ、特に事業地前面というのはもともと漁場でなかったということがございますので、不

満の出ているのは非常に弱小の漁民さんではないかと思います。ですので、環境モニタリング調査の中での住民協議の中でその辺の背景をまず把握して、事実関係を認識したうえで、試験操業としては生態系調査の魚種、遊泳魚類の調査でよく使われています刺し網の方式をそのままモニタリングの枠組みの中に入れて調査するという方法が1番現地での漁法を活用した、そして、事業海域に近いところで実施されている漁法としては適当だろうというふうに考えております。

先ほどもご指摘のあった資金あるいは地元の水産関係の機関というところの利用ではなくて、今申し上げたような1、2号機のモニタリング調査の中で社会的な住民協議と、それから、試験操業的な位置づけを持たせて体系的に、定量的に把握していくということが1番現実的ではないかと想定しています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

山岡委員、石田委員、よろしいでしょうか。ご理解いただけましたでしょうか。

○山岡委員 説明ありがとうございます。

○原嶋委員長 石田さん、どうぞ。石田さん、声が聞こえないです。

○石田委員 もしもし。聞こえていますか。

○原嶋委員長 ちょっと大きめにお願いします。

○石田委員 今おっしゃっていただいたことは、とても現地の状況に応じた形でやられるということで妥当性が高いと思います。それで、私が心配したのは、もしそれがそうであればそうやっていただいて、実際に現地のコンサルタントなり漁業局を経由しないのであれば、現地のコンサルタントや実施機関の人たちの責任でやるわけでしょう。これが本当にきちんとモニタリングするだけの実力があるのかどうかというところを心配していたんです。なので、そこら辺はきちんと調べていただいて、実施機関に申し入れていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、その点のご提言ということで頂戴したうえで、助言文としてはワーキンググループで練っていただいた原案をそのままという形になろうかと思えますけれども、何か助言文についてご意見ございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、小椋委員、こういう形でよろしいでしょうか。これでワーキンググループでの案文を助言として確定させていただきたいと存じます。

○加藤 どうもご審議ありがとうございます。

○原嶋委員長 論点としていただいている点で、これはJICAのご意見があれば伺いますけれども、特に今の段階はよろしいでしょうか。石炭火力について何か方針などあれば伺いますけれども、特にはないですか。加藤さん、小島さん。

○加藤 今少しちょっとお声が途切れていたので、聞き取れなかったんですが、論点についての現時点のJICAとしての対応の方向性ということのご指摘という理解をしましたが、よろしかったでしょうか。

○原嶋委員長 わかりました。では、一応こういう理解をして、先ほど作本委員からJICAとして今後の方針についてご指摘あるいはご質問がありましたけれども、特に今の段階ではよろしいですか。

○加藤 ご指摘の点は、JICAとしては通常この案件の意義を検討する際に総合的な判断として日本政府と調整のうえでご指摘の点は検討していく部分だと思しますので、重要な点として承りました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、助言文はこれで確定させていただきます。小椋主査、どうもありがとうございました。

○小椋委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 本件はここで締めくくりとさせていただきます。高橋さんもどうもありがとうございました。

○高橋 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、次に進めさせていただきます。調査団の方もどうもありがとうございました。

これをもちまして、ワーキンググループの会合報告と助言文確定3件終了で、1件目のウズベキスタンの風力発電については2か所修正がありましたので、対応をよろしくお願いします。

続きまして、モニタリング結果の報告ということで1件ございます。

カメルーンのバチエンガ-レナ道路整備事業でございます。ご担当の方、準備が整いましたら、よろしくお願いします。

○小島 今入れ替わっていますので、ちょっとお待ちください。

○原嶋委員長 了解しました。待ちます。

○笠原 皆様、お待たせいたしました。私、アフリカ部アフリカ第四課の笠原でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。また、皆様におかれましては、長い時間のご対応をありがとうございます。

カメルーン共和国バチエンガ-レナ道路整備事業の本日はモニタリング結果のご報告ということでお時間を頂戴いたしております。よろしくお願いいたします。

こちらの案件は既にもう資料をお目通しいただいているとは思いますが、前回、助言をいただいてから約6年経過していることもありますので、本日のプレゼンにおいて10分いただいておりますけれども、前半3分ほど案件の概要について改めてお話しさせていただいたうえでモニタリングの状況、結果についてご説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

資料の4ページ目をご覧になっていただければと思います。

右下に4と書いてあるページです。こちらとその前の3ページ、併せてご確認くださいと思います。カメルーン共和国の場所ですが、資料4ページに地図で記載していますが、アフリカの中西部に位置しておりまして、ギニア湾と呼ばれる湾と近隣6か国に囲まれる国でございます。また、この右側の地図、左下にあるドウアラ港湾、こちらの港が域内の最大の物流拠点としての機能を果たしておりまして、この国におけるいわゆる運輸セクターの重要な拠点となるばかりではなくて、近隣国のチャドであったり中央アフリカであったり、そういった意味で広域的な物流の拠点として非常に重要なものでございます。

他方で、港湾から伸びている道路に関しましては、カメルーン全体において舗装率がまだ1割に満たないと、そういったような状況になっていて課題を抱えています。そういった中で、カメルーンにおきましては、特に今回の事業対象地、この真ん中の緑のところ、青い線で囲われているとこ

ろでございますが、こちらはボーキサイト等の鉱物資源であったり、また、日本にも輸出されているカカオであったりコーヒー、また、木材、こういったものを産出する有数の農業地域でございます。そういった農業地域からも物流において、現在、未舗装地であることからそういった農産品の流通拡大の大きな障害となっている、そういったような現状がございます。

また、繰り返しになりますが、内陸国チャドにおいては港の出口がドゥアラ港しかないということで、こういったインフラを整備することがチャドの経済発展にも大きくつながるといったような背景の下、本案件の実施をしております。

本案件、バチエンガ-レナ間の道路整備事業というものはアフリカ開発銀行、AfDBさんなどをはじめとするほかのドナーとの協調で行っている案件でございます。ページでいうと2ページ目に細かい区分として分けて記載をしておりますが、こちら若干おさらいにはなりますが、この表のところ、JICAは第3区間のマンキン-ヨコ間の部分に関してアフリカ開発銀行AfDBとのジョイントによる事業として実施をしているものでございます。

以上が事業の概要となっております、ページを進んでいただきまして5ページ目をご確認ください。

これまでの進捗でございますが、2015年3月にL/Aが調印された後、2017年にコンサルタント契約、コントラクターとの契約が行われ、2017年6月から着工しております。最終的な完工の予定としては2023年1月を予定して現在進捗をしているところでございます。

続きまして、6ページ目に移っていただきまして、こちらから環境モニタリングの進捗についてご説明を申し上げます。

こちらはカテゴリAに位置づけられている案件でございます、以降のページ、7ページに移りますが、主な環境社会モニタリングの事項としては、こちらに記載のとおり汚染対策であったり自然環境面のポイントであったり、次のページに移っていただいて8ページ目の社会環境面、また、その他事項が掲げられているというものになります。

ここから先はそれぞれの項目について、モニタリング結果についてお話をさせていただきます。ページでいうと10ページ目をご覧ください。

まず、大気質に関してですけれども、こちらの上の表は公開されている表を抜粋したものになっておりますが、こちらの現状、赤いところがいわゆる基準値を超えているところではございます。こちらは上から見ていただくと、例えば赤の数字で出ているのが2018年12月ですが、こちらは乾季の時期でございます、乾季の時期においては工事中に出る粉塵が舞っていることで、数値としては高く出てしまっていると。ただ、他方でその横の2019年11月の結果等においては数値が収まっていたり、1番右側の2020年10月、こちらは雨季と、そういった時期においては数値は基準内に収まっていると、そういったような状況でございます。

次のページにいただいて、それに対する緩和策・対応策ということで、主に乾季等においては、散水を行っていたり、事故防止という観点から速度の制限標識であったりハンプを設置することで事故を未然に防ぐといったような対応をしております。写真が茶けていて若干見づらいますが、現場のイメージを持っていただくという意味でも写真を掲載させていただいております。

続きまして、12ページでございますが、こちらは水質になります。こちらはいくつかの項目で基準値の超過が確認されている状況ではありますが、この理由としては、道路を敷設する際に小川、

いわゆる川をせき止めて工事をする必要があったことから、一定の濁度であったりとかそういった数値が閾値を超えているといったような状況がございます。ただ、他方で、川といってもいわゆる乾季になると、水量が物凄い減るような、そういったような小川のようなイメージを持っていただければと思いますが、そういった小川であって、そこはもともときれいな川というよりも自然由来の落ち葉だったりとか動物の糞尿であったりとか生活雑排水等もそこに流れているというような状況であるので、普段から有機物が常時混在するような水流だというふうに聞いています。そういった状況の中でこういった工事をしたことによる影響というよりも、もともこの形であるということもあって、住民からも特段のクレームは来ていないと、そのように認識をしております。

これに対する緩和策としましては、水流の滞留を回避するための迂回水路を設置するだったり、コンクリートを実際に敷設しますので、そういったときの適切な排水処理を実施していると、そういったような状況でございます。

続きまして、③の騒音のほうですが、こちらは騒音に関しても基準上限値を僅かに超えておりますが、先ほど写真でご確認いただいたとおり、非常に広い大地の中を通るような道でございます、住民からの特段のクレームは来ておりません。もちろん緩和策・対応策として、夜間走行の制限であったり夜間工事の禁止措置ということを実施しております。

続きまして、15ページ目、廃棄物に関してです。

こちらは16スライド目に移っていただければと思いますが、こちらでは緩和策としてWaste Management planという形で承認をされたものにおいて、実際の活動として廃棄物置場で集めて、それを民間業者によって回収しているといったような形になっています。それに際しては、工事関係者へのリサイクル・収集方法についての講習等も実施して対応しているというような状況でございます。写真のほうもまた改めてご確認いただければと思います。

続きまして、17スライド目、生態系でございます。

こちらは、本案件に関しては特段国立公園を横切ったりするような案件ではなくて緩衝帯の中を走るようなものではございませんが、モニタリングとして年に2回目視にて確認をしております。こちらに記載の動物であったり魚というものが確認されていますが、特段希少種等は確認されていないというふうなご報告を受けています。緩和策・対応策としては、そういった動物も密猟を防止するために四半期ごとにコントラクター、労働者を対象にそういった動物、ブッシュミートの非消費について啓発活動を実施しているというようなことがございます。

続いて、18スライド目に移ります。

こちらは森林伐採ですが、今回の道路敷設に当たって森林を伐採するという計画になっております。インベントリーの結果としては伐採の面積として167haが想定されており、現時点で道路の建設に伴い一定面積の森林が伐採をされており、道路の敷設に従って道路脇に植樹することを予定しております。

用地取得・住民移転に関しましては、補償対象者が計283名おりまして、全ての方々に対して補償は対応済という報告を受けています。なお、内訳としては、いわゆる土地所有者が6名、また、登記されていない土地、政府所有地を利用していた方が277名いて、それぞれ対応しているというような状況です。

なお、最後のスライドに記載をしておりますが、社会影響のモニタリングは住民協議を行ったう

えで19スライド目のとおり地元当局だったり住民の意識を高めることを目的に住民協議を実施したり、補償・支援の支払いにおいては支援・サポートもしております。

なお、1件苦情として上がってきていまして、2019年10月ですが、補償額について財産評価・査定委員会が苦情を受領しております。それに対して現地調査によって財産の査定を改めて実施のうえで、結果を担当省庁に送付して、この件についてももう既に解決済みというような状況でございます。

こちらからの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、織田委員、お願いします。

○織田委員 ちょっと確認なんですけれども、移転対象者は当初の計画では616人だったか、審査時にはそうだったと思うんですが、最終的には283名ということでかなり減っているんですが、これは距離が短くなって、該当のところが短くなって残りは別のプロジェクトになったせいなんですか。確認したいと思います。

○原嶋委員長 では、後ほどまとめてお願いします。

小椋委員、お願いします。小椋委員、聞こえますか。お願いします。

○小椋委員 ご説明ありがとうございますんですが、モニタリングの結果をもって例えば移転された方が生計回復されたのかどうかという状態はモニタリングしておられるのでしょうかという確認が1点です。

以上です。

○原嶋委員長 では、まとめて対応します。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

前に出てきた案件の中で、論点の中でコロナ禍への対応という話があったんですけれども、例えばこの案件についてはまさにコロナ禍の中で行われたモニタリングなんですけれども、モニタリングをする中でモニタリングのチェック項目、恐らくモニタリングの項目を作ったときには、こうなるといのは想定されていなかったと思うんですけれども、こういう状況の中でコロナ禍に特に関連づけながらモニタリングをした項目とか、そういったいわゆるJICA側の工夫、モニタリングの中でのコロナ禍と関連づけながら工夫をした具体的なことは何かあったのか、これを教えてください。

○原嶋委員長 奥村委員、お願いします。奥村委員、聞こえますか。お願いします。

○奥村委員 ちょっとすみません、廃棄物のほうに戻っていただきたいんですが、15ページですかね。きちんとデータを集めているのかなというところが気になりまして。例えば廃棄物、general wasteですけれども、89kg出て、全部89kgリサイクルされましたと。やっぱり直観として何か違和感があるなというのがまず1点と。あともう1点は、リサイクル業者に全量渡して、それが全部リサイクルされましたということになっているんですけれども、そのリサイクル業者が本当に適切にリサイクルしたり適切に処分したりしているのかというのは、そこは確認は取れていたりするんでしょうかというのが2点目です。JICAの方、よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、笠原さん、織田委員から住民移転の減少ですね。あと、小椋委員から生計回復のモニタリング、長谷川委員からコロナ禍の影響と、あと、今、奥村委員からありましたけ

れども、リサイクルの問題、笠原さん、まとめてお願いしていいですか。笠原さん、聞こえますか。
○笠原 聞こえております。お答えさせていただきますが、ちょっと少々お時間をいただいてもよろしいですか。

○原嶋委員長 どうぞ。

加藤さん、小島さん、休憩を取ったほうがよければ、今休憩を取りますけれども。加藤さん、小島さん。

○小島 そこまで必要ないんじゃないかなと思いますので、少々お待ちください。

○原嶋委員長 もし会議室のほうがちっとタイミング的にもう1時間ぐらい経っていますけれども、いいですか。ここで5分から7分ほど休憩を取って、再開後、笠原さんからご説明ということでもいいですけれども。

○小島 わかりました。そうしたら、今5分入れてしまいましょう。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、今私の見ているところでは29分ですけれども、35分から再開ということでもよろしいでしょうか。会議室の換気の都合もありますので、ここで一旦休憩させていただいて、笠原さんの回答から再開します。35分からの再開をお願いします。

○小島 委員の皆様、お待ちの皆様、大変申しわけございません。ありがとうございます。

16:29 休憩

16:35 再開

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきます。

笠原さんからのご回答をお願いします。

○笠原 わざわざ休憩時間まで取っていただきまして、ありがとうございます。ご質問に対してご回答させていただきたいと思います。

まず1点目にいただきましたご質問は、616名だったものの人数が減少したのはなぜかという点ですけれども、こちらは案件が開始された後に実施機関のほうの詳細な調査を行った結果として対象者が減ったというような説明を受けています。そちらが回答になります。

2点目、住民移転した方々が生計回復をしたのか確認をしているのかといったようなご質問ですけれども、こちらは資料にも記載しているとおりなんです。登記されていない土地、政府所有地等の利用者への補償という形が基本的に今のご質問の背景にあると思うんですけれども、もともと政府が所有している場所で慣習上、生計を営んでいたというような方々に対して、構造物の移転であったり畑作物への補償という形で行っております。実際に例えば畑が道路の用地となった方に関しては、慣習上、別の土地でまた畑作業等を行うことが、それも慣習上認められるということでもございますので、特段生計回復をするということに対して形として取っておらず、また、そもそも必要がないと、そういったような考え方でございます。

続いて、3つ目の問いですけれども、コロナ禍に関連したモニタリング項目があるのかということ、何か困難があったのかということですが、特段何ら支障があった等の話は聞いておりません。

最後の問いですけれども、廃棄物に関してgeneral wasteの89が89のままというところに若干違和感があるというところのご質問だと、そのように理解をしております。こちらはいわゆるコンサルタントさん、アフリカ開発銀行によるモニタリング結果をこちらに反映されているものでございまして、そちらで確認をしているとそのように理解をしておりますが、こちらに関しては今後も引

き続き我々としても確認を進めていきたいなと、そのように考えているところです。ご指摘ありがとうございます。

簡単になりますが、回答は以上になります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかはどなたか。

島委員、どうぞ。

○島委員 島です。

非常にちょっと細かい話で恐縮なんですけれども、12ページの水質のモニタリング結果の表のパラメーターのところなんですけど、英語と恐らくフランス語が混在していると思いますので、ちょっと今後は表現をちゃんとチェックしていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 コロナに関する影響等はなかったということだったんですけれども、コロナ禍で大丈夫かということを積極的、意識的にモニタリングの中でやっていくのかということと、それから、コロナ禍のことは特に頭になかったけれども、たまたまそういった影響が報告されていなかったということでは全く違うと思うんですね。ですから、我々がこういったコロナ禍の中でどれだけ配慮できるかというのは意識して、自覚しながらやったかどうかということにかかってくると思うので、その辺をちょっと伺いたかったんですけれども、コロナ禍で特にやるつもりはなかったけれども、たまたまそういった影響もなくて何もなかったと、こういう答えなのか、それともコロナ禍をやっぱり意識しながらやったけれども、幸運にも何もなかったと、こういうあたりをもう少しちょっと掘り下げて聞きたいなと思って、すみません。

○原嶋委員長 奥村委員、どうぞ。補足だと思いますので、奥村委員、どうぞ。

○奥村委員 さっき私が質問した1点目にはご回答いただいたんですけれども、2点目はリサイクルの業者に全部渡した量がそのままカウントしているみたいなので、そこが適切に本当に処理されたり処分されているかというところは、ぜひアフリカ開発銀行に確認いただければと思います。

○原嶋委員長 じゃあ、今の点はご指摘、ご提言等いただいて、笠原さんは今、長谷川委員からコロナ禍ということについて意識したうえでのご発言なのかどうかという点、念のため確認をお願いしていいですか。

○笠原 ありがとうございます。私の回答があまり適切ではなく大変失礼いたしました。

事業実施においては、もちろんカメルーンにおいても今年に入って第3波ということで波が来て、非常に多くのコロナ患者が出たというのは事実です。ですので、我々としても事業管理上、常にコロナを意識しながら、モニタリングしながら管理をしているというのが実態でございます。先ほど環境モニタリングという観点からの回答を求められたかと思いましたので、そういった意味で特段ないというようなお答えをしてしまったんですけれども、もちろん事業運営監理上、そこは意識をしながら、細心の注意を図りながら我々としては管理をしているところです。ご指摘ありがとうございます。

以上になります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ本件を締めくくりとさせていただきたいと思いますが、どうしてもご意見ありましたらいただきますけれども、いかがでしょうか。

それでは、笠原さん、どうもご報告ありがとうございました。本件はこれで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○笠原 ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 続きまして、その他ということで2件ございます。アンゴラ国の南部送電線の増強事業のスコップ変更ですね。準備が整いましたらお願いします。

○加藤 JICA本部です。今交代をしておりますので、少々お待ちください。

JICA本部のほう、準備が整いました。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。

○大井 JICAアフリカ部アフリカ第三課の大井と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、アンゴラ共和国南部送電系統増強事業協力準備調査について、事業コンポーネントの修正・追加に係るスコーピングの変更についてご説明申し上げます。

スライドを二つめくっていただいてよろしいですか。次をお願いします。

まず今回のご説明の背景と目的でございます。

本協力準備調査に関する助言委員会ですけれども、昨年1月に案件概要説明、4月にスコーピングワーキンググループを開催いただき、調査を進めてまいりました。その後、コロナの感染拡大でアンゴラでの現地調査ができなくなりまして、今年8月に現地調査を再開するまでの約1年の間、複数回にわたりアンゴラの実施機関と協議を行い、技術的な検討を進めてまいりました。この遠隔協議の結果、事業コンポーネントの修正・追加が発生いたしましたので、その内容と当初のスコーピング案からの変更点を今日ご説明させていただきます。

本事業の背景と概要はこれまでもご説明させていただいておりますので、簡単にポイントのみ言及させていただきます。

まず背景としまして、本事業はアンゴラ政府の電力セクターの目標を達成、これを念頭に置いて実施しております。発電設備が集中している北部と中部、南部を連携する送電網の整備が必要ということで本事業を検討しております。

そこで、本事業はアンゴラ南部において220kVの送電線及び変電所の新設を行うことで送電容量の増加及び電力供給の安定化を図り、もって地域住民の生活環境の改善及び産業活動の活性化を促進しようというものでございます。この左側の地図ですと、赤丸で囲ったところ、こちらが事業対象地となります。

続きまして、事業コンポーネントの修正・追加についてご説明させていただきます。

今、投影しております6枚目のスライドでスコーピングワーキンググループでご説明した事業コンポーネント、次、7枚目に遠隔での協議及び技術検討を進めた結果、修正・追加となった事業コンポーネントを一覧にしています。画面上ではわかりにくいので、地図をお見せしながらご説明させていただきます。

まず、こちらがスコーピングワーキンググループでご説明しました事業コンポーネントとなりま

す。西にありますナミベから既設のルバンゴ変電所、これを通してルバンゴにありますノンブンゴ変電所をつなぐ220kV送電線、それから、西にあります新ナミベ変電所の新設、これを当初予定しておりました。送電線ルートは赤のAルート、緑のBルート、黄色のCルートで検討しておりましたが、景観への影響、人口密集地区の回避、それから、技術的・経済的な観点から総合しまして、黄色のCルートが適当との見込みで調査を進めておりました。

こちらが修正・追加後の事業コンポーネントを示した図になります。まず、220kV送電線のルートを黄色のルートからピンクのルートに変更いたしました。また、東ルバンゴ変電所とアリンバ変電所を追加しまして、この二つの変電所をつなぐ緑色の60kV配電線を整備することといたしました。

それでは、なぜ事業コンポーネントの修正・追加が必要となったのかという理由の部分でございます。これは約1年にわたって、アンゴラ側と遠隔で協議を進める中で、アンゴラ側から東のルバンゴ地域、ここにはアンゴラ第2の都市、ルバンゴ市がございますけれども、この周辺地域の電力不足が非常に深刻な状況にあり、このルバンゴ地域の電力需要予測の見直しですとか、配電システムの解析の要請がありまして、検討を重ねてまいりました。

その結果、もともとあったルバンゴ変電所を増強するのではなく、郊外にあります東ルバンゴ変電所を新設して、その変電所に送電線を経由させること、それから、アリンバ地域の配電用のアリンバ変電所を新設して、東ルバンゴ変電所から配電線で電力供給を行うことといたしました。

ここからは修正・追加された事業コンポーネントについて詳しく見てまいります。この次のスライドに文字で書いてございますけれども、投影はこの地図のままご説明をさせていただきます。

まず、先ほども言及しました、修正しました送電線のルートがピンクでお示ししている部分になります。このルートはルバンゴ郊外に新設する東ルバンゴ変電所を経由することで、当初予定していた黄色のルートに比べて人口密集地ですとか景勝地を回避するルートとなりました。

この修正した黄色のルートは、今年8月から9月にかけて現地調査を実施いたしまして、現場踏査しております。これまで検討してきました元のCルートと環境、それから、社会の状況に差はなく、スコーピングワーキンググループで検討いただいたスコープからも大きく乖離しないものであるということを確認しております。

続きまして、追加したコンポーネントについてご説明をさせていただきます。

追加したコンポーネント、こちらは拡大図となっておりますけれども、東ルバンゴ変電所、アリンバ変電所、それから、両変電所をつなぐ配電網、緑の部分となります。東ルバンゴ変電所は先ほども申し上げましたとおりアンゴラ側からルバンゴ周辺地域の電力不足が深刻であるという懸念が示されたため、既設の変電所の増強ではなくて新たな変電所を建設することが有効と判断し、このようなコンポーネント追加といたしました。同時に、近くにアリンバ地域の電力不足も解消するために配電用のアリンバ変電所を新設して、二つの変電所の間を60kVの配電線で接続することが有効というふうに判断いたしました。

ここから追加されたコンポーネント3つに関し、スコーピング案からの変更点をご説明いたします。

まず、環境配慮の部分です。

大気汚染につきましては、3つのコンポーネントいずれも工事中に建設機械による排気ガスや粉塵の発生というものが想定されております。

水質汚濁につきましては、3つのコンポーネントいずれも周辺に河川はございません。騒音については、これも工事中の建設機械の稼働で騒音の発生が想定されます。

地形につきましては、配電線とアリンバ変電所は地形の改変は想定されておりませんが、東ルバンゴ変電所の建設予定地はやや傾斜地のため整地が必要で、地形改変が想定されております。

保護区につきましては、3つのコンポーネントいずれも近くに保護区はありませんので、影響は想定されておりません。生態系につきましては、配電線と東ルバンゴ変電所は重要な種の生息地や生態系は存在しないものの、念のため調査対象としております。それから、アリンバ変電所の建設地は整地済みですので、生態系への影響というものは想定されておりません。

続きまして、社会配慮面でのご説明となります。

まず住民移転について、配電線は既設道路沿いの区間では想定されませんが、鉄道沿い区間での経済活動や不法居住の有無について確認を行っております。東ルバンゴ変電所は周辺に集落や農地は存在せず、また、ここは公有地のため住民移転は想定されておりません。アリンバ変電所も用地取得済みですので、居住の実態はございません。

次に、貧困層についてですが、配電線沿い地域の住民の社会経済状況や生活環境についてはこれから確認してまいります。東ルバンゴ変電所、アリンバ変電所では、貧困層への影響は想定されません。

先住民族につきましては、3つの追加コンポーネントいずれも季節移動ルートや定住地には当たらないため、影響はございません。

土地利用についてですけれども、配電線は鉄塔の用地が小規模ながらも利用できなくなるため、影響を確認いたします。東ルバンゴ変電所は周辺に集落や農地は存在せず、また、これも公有地を利用するため新たに用地取得はございません。アリンバ変電所も取得済み用地のため、影響はございません。

文化遺産につきましては、追加コンポーネント3ついずれもサイトや周辺に存在しないため、想定されません。

以上、3つの追加コンポーネントに関しましても、スコーピングワーキンググループ時に検討した地域と環境に大きな差はございません。また、社会面でも新たな属性の被影響住民がないというふうに考えております。

最後に今後のスケジュール案です。まず、大変申しわけありませんが、事前配付させていただきました資料で実施済みの助言委員会全体会合とスコーピングワーキンググループは2021年と表示されております。正しくは投影しておりますとおり2020年の開催でしたので、訂正しておわび申し上げます。

今後のスケジュールとしましては、追加、それから、修正のコンポーネントの環境、社会の状況はスコーピングワーキンググループ時から大きな変更はないというふうに考えておまして、追加のスコーピングワーキンググループは行わず、既にいただいているご助言を基に調査を進め、ドラフトファイナルレポートを提出したところでドラフトファイナルレポートワーキンググループを開催いただきたいと考えております。

こちらは最後、補足資料としてスコーピングワーキンググループでいただいた助言内容をつけております。

ご説明は以上となります。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。いろいろご意見が多いと思いますので、サインを送ってください。

それでは、掛川委員、お願いします。

○掛川委員 説明ありがとうございました。

一つ確認させていただきたいんですけれども、10ページのところに今回の変更があった大きな理由として「ルバンゴ地域の電力不足が深刻なことを踏まえ」と書いてありますけれども、資料によりますと、2018年の段階に電力マスタープランがあって、それから、JICAの2次現地調査も2020年2月にあったということですので、最新の状況から1年前もしくは3年前から大きな電力不足というのが再確認されたということなんですけれども、そこに何か大きな原因があったのか、それについて教えていただきたいと思います。と申しますのは、この短期間で、なぜ今、急に電力不足が特にルバンゴ地域で出てきたのか、というのにちょっと違和感を感じましたので、その理由について教えてください。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

スコープが変更されたけれども、このままということですから、多分いろいろご意見は多いと思いますので、松本委員、どうぞお願いします。

○松本委員 ご説明ありがとうございます。

1点ですが、地図上、かなりルートCに沿っているということは言えるのかとは思いますが、最後のほうに来ると南側にピンクのルートはたわんでくるわけで、これも三、四十kmありそうな気がするんですね。1番気になったのは、このルート変更がこれまでのスコーピングと同じだというふうにご説明をしている点がしっくり来ないというのが正直なところでして、どうしてスコーピングが変わらないのかという点について説明がほしいと思っています。つまりそこがスコーピングワーキンググループをもう1回開く必要がないというところと関係しているので、今の段階で伺いたいなと思ったところです。

○原嶋委員長 そうですね。おっしゃるとおりです。

石田委員、どうぞお願いします。

○石田委員 今、松本委員がおっしゃっていただいたところも含めて、やっぱり大きく離れているところだとか地形的に少し違うところを通るようなところは、もう1回精査が必要なんじゃないかなと思っています。例えばスコーピング助言委員会を開かないのであれば、これは確か私も参加したような気がするんですが、記憶が遠くなりましたけれども、ワーキンググループで皆さん前回スコーピングをやったときにかなり意見が出ているので、今日は助言だけを最後にご紹介いただきましたけれども、助言は結局実施しているというか精査されて最後に残るものですので、そうじゃなくて回答表にはいっぱい調査に関して聞いている質問がありますから、調査に関してたくさん聞いた回答表のほうもぜひ調査に当たっては参考にしてほしいなというふうには思っています。

それから、やはり生態系のところの理由、見せていただいた3つの新しい新設ないしはルート変更についての長期検討をおやりになられていますけれども、例えば生態系のところで保護区はないからというだけでは、理由としてはとても不十分だと思います。保護区がなくてもこれまで環境社会配慮の委員会において生態系に関する事柄を議論する時は、希少種への影響や保護区からの距離

だけでなくそこにいる在来種だとかバイオマスがどう変化するのかとか、その在来種を利用している人たちもいてその人たちに影響が出るのではないかなというようにも議論してきました。ですので、そこら辺も含めて調査を進めていただきたいというふうな感じです。あまりにも乖離がひどくなるようであれば、スコーピング委員会の再開催というところまで行かなくても、何らかの形で助言委員会にご相談はあったほうがいいと私は思います。

以上です。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、大井さん、お願いします。今3点ですね。電力不足の裏づけの問題と。

じゃあ、作本委員からまずいただいてから、あと、大井さんに。作本委員、どうぞ。

○作本委員 すみません。今、最後の石田委員の発言からちょっと触発されたんですけども、もしこれで新しいルート変更後には影響が小さいということで行かれる場合には、以前にワーキンググループで出された助言はどこまで参照されるのかと。参考にしてくださいというご意見は先ほどどなたかからありましたけれども、やはりこれはルート変更によって先ほどもちょっと出ましたが、やっぱり重大な変更なのかどうか、だから乖離はないとお話しされたと思うんですね。今回は3つの追加的なコンポーネントが生じるけれども、いわゆる重大な変更には当たらないというふうな、そういうふうな言い方、説明ではないかと思うんですが、やはりここでこのまま突っ走った場合には、ルート変更があったんだから前の助言内容は参考になりませんということにもなってしまうとすれば、助言なしでこの事業は突っ走る可能性もあるわけでありますから、やはりこのスコーピングの重要な節目でもってこれだけの大きな変更があった場合には、何かしらもうちょっとワーキンググループを開く必要があるのではないかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 すみません、私も後から追加で。

やっぱりスコープの変更が気になるんですが、先ほどからの変更ではなくて追加の部分なんですけれども、東ルバンゴからアリンバの変電所及び配電線ですね。これはもともとのスコープになかったのに、これは変更というよりも明らかに追加ということで、ルバンゴの需要が伸びたということですが、多分これも当初からある程度わかっていたことではないかなと思います。これは実施機関も配電公社で違いますし、ここを追加した理由というのは、何か大きな理由というのはあるんでしょうかという質問です。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、大井さん、よろしいですか。

○大井 ご質問、ご指摘いただき、どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○大井 ありがとうございます。ご懸念、ご助言、理解いたしました。

まず、いただいたご質問、コメントを私のほうで1度回答させていただきまして、追加でご助言あるようでしたら改めていただければと思います。

まず、この短期間でなぜ電力不足ということになったのかということでございます。このルバンゴというのは先ほども申し上げましたとおりアンゴラ第2の都市となります。人口増加が著しく、もともと電力不足というのはございまして、ここの地域の配電網整備というのは、もともと検討をされてきたということもございまして、ですので、急にこの1年で電力不足が明らかになったということではなくて、前々から電力不足は深刻な状況で、改めてアンゴラ側からコロナ禍で現地調査が停滞をしている中、協議を重ねる中で改めてここをいま1度検討してほしいということで強い要請があり、検討を進めてきたものとなります。

複数の委員の先生方からスコープ修正及び追加があるのにこのまま進めていいのか、さらに追加のスコーピングワーキンググループが必要ではないのかといった趣旨のご指摘をいただいております。

まず、ルートの変更ということで申し上げますと、ピンクのルートですね。ご指摘のありましたとおり、特に東側のところで大きく南にルートがカーブしているということがございます。ここに関しましては、まずルバンゴ市内からは少し離れることとなります。

従いまして、人口密集地から少し離れるということ、さらに景勝地からも離れるということになります。

さらに現地調査も行ったところ、生態系を含む環境の状況というのは、もともと検討していたCルートから大きな差はないということ。さらに、もともとのCルートで確認をし、調査を予定をしていた被影響住民の属性等にも変更がないことというのを確認しております。

追加のコンポーネント、アリンバ変電所、東ルバンゴ変電所、それから配電網ですけれども、こども、もともと予定をしていたCルート、この周辺地域となりますので、そういう意味で、環境社会その両面で大きな違いはないということで確認しております。

配電線のルートに関しましては、ここでは1本でお示ししておりますけれども、現地調査の際に、複数のルートを現地において検討して、環境社会影響がないというところでこのルートを今想定してございます。

従いまして、大きな環境社会の状況の差というのはないとは考えておりますけれども、この点、いま1度ご確認をいただければと思います。

もう一ついただきましたご指摘で、結局、スコーピングワーキンググループのときの助言が活用されないのではないか、追加、修正されたことによって、その助言内容が活用されないのではないかとございまして、今申し上げますとおり、追加、修正のコンポーネントというのは、もともとの検討していたルートから、環境社会の状況の違いというのがさほどないものですから、前回の助言委員会でいただいているご助言を踏まえて調査を進めております。ご助言いただいた内容が当てはまらないとか参考にしないということではございませんので、それを基に調査を進めているというところでございます。

すみません。最後のご質問、もう1度よろしいでしょうか。申しわけありません。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いしていいですか。

○山岡委員 いや、私の質問には答えていただいたので。

○原嶋委員長 今、最後におっしゃった助言をどう利用するかということでしたよね。

ありがとうございました。

加藤さんか小島さんか、一応スコープが変更したときのガイドライン上の対応については明確ではないのかな。その辺りは一旦説明していただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、加藤さんかな、小島さんでしょうか。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

○原嶋委員長 特にステークホルダーミーティングのことはどうなるのか、ちょっとその辺ガイドライン上の取り扱いについて、可能な範囲で教えてください。

○加藤 ありがとうございます。

ステークホルダーミーティングについては、協力準備調査におけるスコーピング段階と、DFR段階で通常行われておりまして、本件についても、DFRの段階ではステークホルダーミーティングをきちんと持って、そこでは今回のスコープの追加も説明をされながら、現地ステークホルダーの反応も受けるということになります。

ご指摘のとおり、スコープが追加になっているところ及びルートが若干南側にぶれているところについての検討、また配電ルートについての代替案の検討、そういったところの新しい情報はDFRの中に盛り込まれてまいりますので、DFRの助言委員会では、そういったところもぜひ吟味をいただいて、不足があればご指摘をいただければと思っております。

私からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

DFRのワーキンググループの段階、はい、どうぞ。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 すみません。スライドの1番最初何枚目かに、たまたまコロナ禍ということで、現地踏査、現地調査ができなかった。よってリモートによって技術検討を重ねた結果、今回のような追加、あるいは修正になったというふうなことだったんですが、この辺の事情がいま一つよくわからなくて、もしコロナ禍がなくて、現地調査が予定どおりいっていただければ、このような追加というものは起こらなかったのか。

それから、なぜリモートで技術検討が行われたからこういった状況になってしまったのか。その辺ちょっともう少し細かくお聞かせください。すみません。

○原嶋委員長 織田委員、どうぞ。織田委員、聞こえますか。

○織田委員 はい。お願いします。織田です。

○原嶋委員長 お願いします。

○織田委員 私は前回参加していたんですけども、ナミベ変電所のところが今回少し位置がずれています、あそこには経済特区ができるかもしれない、またはそのために需要が増えるかもしれないという話があったかと思うんですが、今回はその経済特区の予定地と近くなったんでしょうか。遠くなったんでしょうか。今の説明には触れられなかったので確認させてください。

以上です。

○原嶋委員長 鋤柄委員、サインを送っていただいていますか。すみません、鋤柄委員。

○鋤柄委員 今のご質問とほとんど同じですので取り下げます。

○原嶋委員長 それでは、大井さん、長谷川委員からのご質問と織田委員からのご質問、2点よろ

しいでしょうか。

○大井 ありがとうございます。

まず、最初にいただいたご質問です。コロナではなくて、現地調査が予定どおり行われていたら、この追加、修正はなかったのかというご質問と理解いたしました。

コロナ禍で現地に渡航できませんでしたが、遠隔で協議をしている相手というのは、現地調査をした場合に、協議をする相手と同じ相手となります。ですので、現地調査だったか、あるいは遠隔での協議だったかという形式的な違いはありますけれども、協議をしている相手は同じですので、現地調査に行っていたとしても、同様の要請というのはあったのではないかというふうに考えております。

なぜ遠隔で協議を行っていたのかということですが、コロナでいつ渡航できるかわからないという中で、現地調査もストップして、そのまま渡航再開をずっと待つという方法もあったかもしれませんが、本事業はアンゴラ政府からなるべく早くやってほしいという強い要請をいただいたお礼として、何とか遠隔の中でも協議をして、遠隔でできる限りの情報収集や調整を行っていかうということで、遠隔で協議をしましました。

次のご質問につきましては、ちょっと今確認をさせていただきたく、お待ちいただけないでしょうか。申しわけありません。

○原嶋委員長 お願いします。

○大井 すみません。お待たせして申しわけありません。

まず、ご質問のありましたナミベ変電所の位置が経済特区と近くなったのかということでございますけれども、近くなってございます。

ただ、ナミベ変電所自体は砂漠といいますか土漠といいますか、人がほとんど住んでいないようなところにありますので、経済特区と近くなったとはいえ、経済特区と近接しているとか、そういったことではございません。

以上となります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。先ほど、審査部からお話がありましたけれども、スコープの変更についても、ドラフトファイナルレポートの段階でのワーキンググループで議論の対象として含めて、全体としてそこでしっかりと環境社会配慮の確認をするということをご了解いただけるかということでございます。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 30秒で終わらせます。今日はこれでいいと思うんですが、今丁寧に話をいただいたので、こういうようなことが事前の説明資料の中に入る、つまり、助言とどう対応しているのか。対応していない部分について、やっぱり何か3つだけ絞ってしまったことが、こちらの質問を呼んでいるので、やはりもう少し丁寧に、どのようにスコーピングが大きく変更されたわけではないと考えたのかというようなことが、やはり事前の資料の段階で説明されていると、この助言委員会ももう少しスムーズにいくと思いますので、今回のことを一つの学びとして、ぜひ次回似たようなことがあった場合、助言委員会での説明の仕方を工夫していただけると大変ありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

それでは、お話しいただいたとおり、スコープ変更について、幅広く含めて、次回のドラフトファイナルレポートの段階でしっかりと議論して、環境社会配慮の質を確保するということをもって、今回ご提案といいますか、ご質問を承るということによろしいでしょうか。

特に異存がなければ、一応今回こういう形で承るということにさせていただきます。

じゃ、どうもありがとうございました。大井さん、ご説明ありがとうございました。

○大井 どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、次の案件に移ります。ブラジルのサンパウロ州の沿岸の衛生・環境改善事業でございます。準備ができましたらお願いします。

○加藤 JICA本部、説明者がオンラインで準備ができておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

○原嶋委員長 お願いします。どうぞ、お願いします。

○加藤 では、丹下参事役、よろしくお願いします。

○丹下 こんにちは。JICA中南米部南米課の丹下と申します。お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

本年7月の会議の後、引き続きこの対ブラジル連邦共和国のサンパウロ州沿岸部衛生・環境改善事業の協力準備調査を現在実施中でございます。

ドラフトファイナルレポートに向けてのスコーピングの助言をいただいた後、私ども現地で調査を進めておりました。その意味で、ちょっと大きな変更ございましたので、その件について、本日も報告申し上げたいというふうに思っております。

まず、この調査を助言委員会でご審議いただくということで、上げさせていただきました背景につきまして、おさらいさせていただきます。今年2月にこの調査に関する対応については、全体会合を5月14日、スコーピングワーキンググループを6月28日に開催いただきまして、7月5日に助言を確定いただいていたところでございました。

この中で、現地再委託調査という形で、特に今回の調査、次のページをちょっと見て、先に回していただけると幸いです。この地図をご覧くださいまして、黄色い地区、サンパウロ州の沿岸部のバイシャダ・サンチスタ地域というところで9都市あるんですけれども、1番の南のところの都市の部分のスコープが、これがラムサール条約の保護湿地であるカナネイア-イグアペ-ペルイベ環境保護区域内に位置しております。

その関係で、環境カテゴリAということで、助言委員会に審議をお願いしてきていたという経緯がございました。

このスコープの部分につきましては、助言を頂戴しまして、協力準備調査を実施してきていたということでございます。

前のページ、ちょっとまた戻っていただきますと、何が起きているかということでございますけれども、この先方の実施機関ですね。サンパウロ州の上下水道公社SABESPより、この保護区内に位置するこのGuarau地区というところ、この事業のスコープから除外したいということで、スコープ縮小の連絡を受けました。

そのSABESPと協議を行いまして、この内容についていろいろと確認し終えましたけれども、やはりやむを得ない事情があるということで、Guarau地区についてはスコープから除外したうえで、協力準備調査全体を残りの部分を進めていきたいという強い意向を有していることを確認いたしました。

本日の会議では、この変更について概要、それから環境カテゴリ分類の変更を説明させていただきたいと思います。

次のページにまた戻らせてください。続きまして、このバイシャーダ・サンチスタ地域について、上下水道設備の整備、拡張を実施することで、下水処理の普及、安定した水供給を図りたいという事業でございました。

主に、10都市のうち、この1番南のところが基本新設ということでございまして、残りは拡張、それからリハビリという話を行うプロジェクトになっております。

次のページに参りまして、環境カテゴリ分類の変更について申し上げるという点にあるんですけれども、最終的にこの新設の地域、Guarau地区のスコープを除外することで、いわゆるここに記載してございましており影響を受けやすい地域ということで、その事業に該当するものがなくなるということで、今回環境カテゴリBに分類を変更することを説明させていただきます。

Guarau地区の近傍では、大統領選挙実施に伴う政治活動が非常に活発であるという状況にあると。来年10月に現在のボルソナロ大統領に対抗する大統領選挙が行われるという状況の中にありまして、最近このバイシャーダ・サンチスタ地域の中でも、非常に政治活動が活発化しているというふうなことでございます。

環境カテゴリAということで、ステークホルダーミーティングを行うということを予定していたんですけれども、このステークホルダーミーティングを行うと、社会的合意形成とかいう話ではなくて、もう政治目的の場として利用される恐れがあるということで、上下水道公社が非常に深刻な懸念が表明されるというふうな事態に至りました。

この地区について、今後どういうふうに進めるのかということでございますけれども、この地区の事業についてはSABESPが自己資金による事業実施を検討するというふうに判断したということでございます。

これによって、事業全体に生じる遅延リスクを踏まえると、このGuarau地区については、SABESPの自己資金で彼らが事業実施を別途検討するという見込みがあることから、私ども、この地区については円借款事業から離して、協力準備調査の対象としないということを決定いたしました。

つきましては、この参考資料としてつけさせていただいたんですけれども、すみません、ページは繰らないでいただければと思いますけれども、この冒頭のとおり、環境カテゴリBとしまして、この助言委員会で、これ以上ご審議の時間を深めることについては外させていただければというふうに存じております。

説明申し上げる点は以上でございまして、残りの資料は、これまでこの事業についてご検討させていただいたときに、いろいろと共有させていただきましたご説明資料でございますので、参考まで添付させていただきました。

私どものほうからの説明は以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

1点だけちょっと確認ですけれども、除外するというのは、具体的にはどういう意味なんでしょうか。このGuarau地区で、何らかのインフラ整備が行われるということなんですけれども、具体的には除外するというのはどういう意味なんでしょうか。

○丹下 円借款の事業からしますとスコープを縮小する。沿岸の地域を全体をカバーするような下水処理事業ができれば、特にこのGuarau地区というところは、今回新たに下水処理場を新設するという計画を、円借款事業として実施しようということが当初この協力準備調査を開始した時点でのプロジェクトでございました。

ここで今下水がないということについては、果たしてこれがそういった状況について、どのように扱うべきかということについては、もともと人が居住していた地区が保護区に指定される場合、そうした地域の人々も衛生サービスを享受できるようにする必要があるということではありますし、ワーキンググループで非常に深い議論をいただいたところではございました。

他方で、今回、地域における下水処理事業を、建設を検討するに当たりまして、調査結果を住民に説明をするためのステークホルダーミーティングというのをガイドラインに基づいて開催しなければならないという話を先方実施機関について説明しながらやろうとしましたところ、非常に現在このGuarau地区においては、大統領選挙に向けて非常に政治的な雰囲気活発化している状況なので、ちょっとステークホルダーミーティングをやると、プロジェクトどころではなくて、政治集会になってしまうということが強い懸念を示されたということでございまして、ここで円借款事業の形で事業を実施するというものについては、先方実施機関と合意することはできていないというふうな状況になったということでございます。

○原嶋委員長 具体的に言うと、そのGuarau地区で行う予定だった下水道の新設はしないということですね。

○丹下 はい。円借款事業の下では行いません。

○原嶋委員長 わかりました。

あともう1点、ラムサール湿地がないということなんですけれども、下水道関連施設はガイドライン上、ちょっと今手元にないので申しわけないですけれども、別表では、下水道のリハビリとかは、規模によってはそれだけでもAになることはなかったんですけど。

加藤さん、ごめんなさい。加藤さんか小島さんか、ちょっと僕今手元にないので。その確認。ラムサール湿地とはもし仮に無関係であっても。

○加藤 ありがとうございます。JICA審査部の加藤です。

今ご指摘いただいたように、下水道の事業をもって、即時にカテゴリAになるというものではございませんので、事業の影響の状況を踏まえて、カテゴリを判断することになっております。

本事業については、まさに保護区のある場所での事業が大きな要因となってカテゴリAとしております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

鋤柄委員、どうぞお願いします。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

私もこのワーキングに参加して、議論のかなりの部分が保護区との関係だったので、ちょっと複雑な感じです。二つ伺いたい点があります。一つは丹下課長に質問ですが、カテゴリBになると、ステークホルダーミーティング等の開催頻度がとても少なくなり、この事業に関して、住民の方への情報提供ですとか、公開というチャンスが少なくなる恐れがあります。ミーティングができないということで、印刷物の配布ですとか、そういうようなもので代替することになるということなんでしょうか。というのが1点です。

それと、もう一つ、これは私どもがワーキングで議論しているの感想ですけども、現状そのGuarau地区の保護区と重複している場所は、日本でいうと国立公園の普通地域のようなところという印象を持ちました。

もしも、こういう政治的な理由でなくとも、そういう場所については現地の機関が自分のお金でやっていただければ、かつ保護の質を落とさずにできるのであれば、保護区内での事業にJICAが協力するという例が少しでも減らせるんじゃないか。そういう方向も追求していただくことはできないか。これはむしろ、審査部へのお願いです。

以上です。

○原嶋委員長 後ほどまとめてお答えをお願いします。

作本委員、お願いします。

○作本委員 作本です。

今、鋤柄委員も当時のワーキンググループに参加されて、私も参加させていただいた一人ですけども、やはり、この下水処理場のほう、上水道と下水道両方あるうちの下水処理場を設置して、水をきれいにすることによって、海岸地域の観光産業を図れるというイメージを持っていたものですから、そういう意味では、ちょっとせつかく丹下課長からご丁寧な説明というか、交渉も経緯も伝えていただいたんですけども、ちょっと残念な形がいたします。

できるだけ、ブラジル側でこの下水処理場を行うということでしたら、そこに対してJICAさんなどの優しい助言でも提供していただければありがたいと思います。

ちょっと残念だなという気がして申しわけありません。ありがとうございました。

コメントです。

○原嶋委員長 木口委員、お願いします。木口さん、木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 これは審査部の方々への質問になるかと思うんですが、隣接地ということで、ガイドライン上、派生的な影響が発生する地域にやはり切り分けたとしても、そのプロジェクトが含まれるのではないかという考え方もあるのかなと思うのですが、あと、もしくは不可分一体というか、全体として一つの大きなスキームで、プロジェクト上切り離せるとはいえ、もともとは総合的に考えられていたプロジェクトを切り離すということになって、不可分一体のような考え方もあるのではないかというふうにちょっと思うんですが、その辺りの整理をどのようにされたかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ちょっと不可分一体とは違う感じがしますが、後ほど。

日比委員、お願いします。

○日比委員　ありがとうございます。

鋤柄委員から言っていたこととかぶる部分もあるかと思うんですけれども、これは事業部の方よりはむしろ審査部の方への質問というよりもお願いになるかと思うんですけれども、結果として、あくまで結果論なんですけれども、かつその政治的な状況という、事業の側ではコントロールできない要因であったとはいえ、結果的に円借款の事業のスコープから外れるということで、少なくとも対象国ブラジルとしての事業の優先度としては、JICAの協力を得てどうしても進めなければいけないということではなかったということになると思うんですね。これは予見できない、あるいはコントロールできない状況があったとはいえ、事業のスクーピング、あるいは計画している段階から考えてきて、やはり保護区では事業を実施しないという原則をより強く維持していくべきだったんであろうというふうに、この事業どうこうというよりも、今後への反省や示唆ということで、よりODA事業に生かしていくといううえで、どうしてもJICAの支援でやらなければいけない開発効果が結果的にはなかったということが明らかになったわけですから、保護区内での事業実施の開発効果、必要性の慎重な評価と判断が必要ということを改めて示した事案と言えるかと思います。本当に開発効果がないのかどうかかわからないんですけれども、少なくとも現地側はそういう判断をしているというところは、やはり保護区での例外的に事業をする際の条件の評価というものが不十分だったという見方もできるかと思いますので、やはり保護区の外でしか事業はしないという原則をより堅牢に運用していただくうえでも非常に重要な示唆になるケースだったのではないかなと思います。あと、作本委員がおっしゃっていただいたかなと思いますが、実施機関が独自資金で今後やっていくということのようですから、これまでやってきた調査の結果と知見をできるだけ先方に提供いただきたい。もし、JICAの事業としてやっていけば、必要な配慮というものが高いレベルでやっていたでしょうから、それに劣るような形で実施機関の事業が進むということになるべくないような協力の在り方というのもぜひ模索していただきたいなと思います。

ありがとうございます。

○原嶋委員長　ありがとうございました。

石田委員、短めにお願いします。

○石田委員　私のは事業効果への質問ですが、事業部への質問になります。

ここGuarau地区に敷設をしない、水質改良のため施設を造らないとなると、この事業全体で目指していた当初の目的が達成できるのかどうかということを聞きたいです。

それと、つまり、作本委員がおっしゃられたように、水質をきれいにして、観光事業の増進を図りたいという上位目標、オーバーオールゴールがあるわけですね。そこへの影響が出ないのか、果たして。その計画の齟齬が出るんだったら、どういう形で当初の目標、補強する手段を考えているのか。または目標を下げるのかという辺りをお聞かせください。

以上です。

○原嶋委員長　それでは、丹下さんですか。丹下さんには、カテゴリを変えることによって、情報提供が変わってくるのかということと、今、石田委員からありましたけれども、事業効果は変わらないのかという点、2点ですね。

あと、作本委員と日比委員からのお話はコメントとして承って、あと木口委員から不可分一体は多分、今回はちょっと違うんじゃないかと思うんですけれども、これは審査部のほうから、不可分

一体とならないかということについて、それぞれお願いしていいですか。

○木口委員 すみません。確かに不可分一体は当てはまらないですね。すみません。派生的影響のほうで何か。

○原嶋委員長 そうですね。

○木口委員 お願いいたします。すみません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

じゃ、丹下さんから2点お願いしていいですか。

あと、その後、審査部から、今、木口委員からのご指摘の点、お願いします。

特にBにカテゴリ変えると、情報提供が薄くなるんじゃないかということと、事業効果が変わってしまったら元も子もないわけですがけれども、いかがでしょうか。

○丹下 ありがとうございます。

私どものほうも、今回の実施機関の判断については忸怩たる思いではありますし、先生方から大変貴重なお時間を頂戴しながら検討いただきながら、このような状況に至っているということについては、それもそれでやはりいろいろと思うところは当然ございます。

ご質問の点の、まず住民への情報提供の話なんですけれども、情報提供自体はブラジル国内の環境社会配慮に関するEIAの法制がございまして、それに基づいて行われるということでございます。

1番大きな違いは、実際にそういった手続を取るタイミングなんですけれども、こういった実際に私どものほうだと、こういうふうな協力準備調査、円借款供与を検討するタイミングで、こういうふうな情報提供を行うということのための公聴会等の手続を取るわけでございますけれども、ブラジル国内の手続だけでございますと、実際にサンパウロ州上下水道公社が、事業を実際にその地区で行うときのタイミング、いわゆる入札であるとか、その工事を実施という計画を住民にお知らせするというふうなタイミングで、いろんな情報提供等が行われるということで、今回、円借款でありますと、皆さん、大変よくご存じのとおり、今後この公聴会をした後に私ども審査をして、日本政府の決定を仰いで、実際にローンアグリーメント、これも結びつつ先方の国内で、ブラジル国内で対外借入れ手続を経て、その後に初めて入札等の手続に関する調達手続、ブラジル国内におけるやはり改めてのいわゆる環境社会配慮関連の情報提供の手続を取るという形になりますので、その間のタイムラグが非常に大きいというのが、大きな1番最大の違いになるかと思います。

提供される情報自体については、住民等への情報提供等が薄まるということではございません。

二つ目の事業効果の点についてですが、この事業自体としては、この地区だけが新設、残りの地区は拡張、あるいはリハビリ等を含むような内容になっておりました。

それから、事業全体としての効果がこの地区がなければ、残りの地区の効果が発現しないということでは当然ございません。沿岸部も非常に長い海岸線でございますので、この長い海岸線沿いのいわゆる観光産業等のさらなる発展に資するということについては、当然この国立公園のあるGuarau地区の海岸線における観光産業の発展というのは制約される部分があるかということとは、円借款事業の効果としては、その部分は減退するということは避けられませんが、ブラジル全体の国の発展ということの観点、あるいはサンパウロ州におけるこの沿岸部地域の観光産業という意味では、このGuarau地区の下水処理事業自体については、サンパウロ州上下水道公社が今回の決定を受けて、別途予算を立てて、実施するという方策を模索するということを計画しておりますの

で、その計画と併せますと、サンパウロ州自体の効果というのは減退するということは、全体としてはなかろうというふうなことを想定しております。

そういう意味で、円借款事業としては、このもともと人々が住んでいたところが、これが後から、いわゆる保護区としての指定を受けて、さらに後からラムサールの湿地として登録されたというふうな状況があった中での下水処理事業というのは、こういう人たちにどうやって提供するのかというところに対して、一つの解を探し出すというプロセスについては、この事業の中で検討できる機会にはなったかもしれませんが、それ自体はちょっとまた別のところで別の機会に検討されるようなイシューとなったということでは、この事業から検討が外れたということになろうかというふうに思っております。

事業全体として、この地区を外したことによって、大きくそういった意味では、事業の効果が減退するというふうな位置づけにはなりません。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

審査部のほう、よろしいでしょうか。審査部、お願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

木口委員からいただきました隣接地としての影響というところですが、本事業は上下水道の案件ということで、当然、その工事段階とか、それに伴う影響が何らか保護区の地域まで影響が及ぶ可能性があるか、そういったところは、カテゴリBの案件であっても、引き続き環境社会影響の項目の一つとして考慮していくものと思いますけれども、道路案件ができるとか、発電所ができて、その影響が近傍に及ぶというものとは影響の深度が違うかなと捉えているところであります。

また、鋤柄委員、また日比委員からも原則保護区外での実施についてのご指摘をいただきました。JICAとしては、変わらず原則保護区外での実施を検討するけれども、やむを得ないケースで要件を充足した場合に、保護区内での実施は引き続きあり得るということであります。

本事業については、保護区だけれども、既に居住が進んでいて、そこからの下水の排水はそのまま直接出ているというような状況で、開発の意義も環境的な意義もある事業ではありました。今回、そこから保護区と重なるスコープが外れることになったわけですが、外れる要因は別の事由によるものですので、今回の件を教訓として、保護区で原則やるべきではないという根拠例とするロジックにはならないかなと私は理解をしております。

以上です。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 ありがとうございます。すみません、短く。

丹下課長と今の加藤さんのお話で、下水道というのは、やっぱりODA事業の中の原点に位置するくらい重要な事業なんですね。私、かつてJICAさんがインドのバラナシというところで、よくガンジス川で沐浴されているところですが、そこを見学させてもらったことがあります。現地から感謝されて、沐浴もできるし、JICAへの感謝の記念碑みたいなのも建てられたりということで、やはり下水事業には、上水道よりもまずは下水道からという、こういう考え方が強くあるんで、ぜひ今後ともJICAさん、この下水道事業の発展に役立っていただきたい、知見を持っておられるということで、役立てていただきたいと思います。

コメントです。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうぞ、鋤柄委員、どうぞお願いします。鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 先ほどの補足です。

加藤課長言われた原則的な立場は確かにそうですが、私が言おうとしていた一部は、丹下課長がおっしゃっておられたように、既に人が住んでおられて、町をつくったところが後から保護区になった、そこには下水道がないという、かなりよくない状況だったことに関連するものです。これはワーキングのときに承りました。従って、そういう状態の保護区（及びその一部）がいくつもあって、そういうところの事業も恐らくこれからは計画されると思います。そのときに、JICAの事業としては、保護区内では実施しないという原則があります。しかしながら、その事業対象範囲の保護区の機能の実態は保護に役立って、保護に役立つといえますか、より緩衝帯として利用の部分の要素が強い。そういうようなところは恐らく現地の方、現地で（保護地域を）運営していращやる方が一番よくご存じだと思います。

しかしながら、そこで事業をやるとなると、JICAが保護区で事業をやったという一つの（原則を逸脱した）事例になってしまうので、そういうところは、今回のサンパウロ上下水道公社のように、現地の実施機関の判断と予算でやっていただいて、JICAのスコープからは外すですとか、そういった選択肢もお考えいただけるといいかなと。そういう趣旨でした。

以上です。

○原嶋委員長 どうぞ、日比委員。

○日比委員 先ほど、加藤さんからのご説明もありまして、今回の個別の事業の件としてこれを実施する判断に至った経緯自体は理解できますし、私もワーキング参加していたかなと思うんですけども、そこは納得のうえでだったんですけども、ただ、やはりガイドラインは原則保護区では実施しちゃいけないと明確に書いてあるんですよね。例外というのは本当に例外であるべきであって、私、正直、先ほどのお答え、ちょっと耳を疑いました。今後も必要あればやりますというふうにおっしゃって、えっ、保護区では基本やりませんの間違いじゃなかったのかなと耳を疑ったんですけども、やっぱりガイドラインでは原則やっちゃいけないんですよ。それを明確に書いてあるんですね。それはやっぱりあらゆる努力を払って原則を維持していただきたいと。

例外はあくまでも例外であって、それ先例にもなっては本来はいけなようなものだと思うんですよ。ただ、どうしてもそれはやる事業もあるでしょうし、やったほうが、保護区での事業なんだけれども、環境はよくなるんだよと。今回もそういう側面もあったというのも事実だと思います。なので、そういうケースがあるのはあると思うんですけども、必要あれば保護区では事業をJICAはやるんですというのを、この場でちょっとおっしゃられたというのは、ちょっと私はそれはかなり問題だなというふうに感じております。できれば、先ほどの発言、私の聞き間違いであってほしいなというふうに思っております。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今の加藤さんの話は、結局今までのルールを特に変更するということは考えていないという趣旨で、積極的に保護区を開発するという趣旨ではないというふうに私は受け止めたので、一旦、ここは収めていただいて、今、丹下課長からご指摘のあった点については、一応承ったということで、あとよろしいでしょうか。

時間の関係もありますので、ご説明承りました。どうもありがとうございました。

○丹下 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、今後の日程ということですね。お願いしていいですか。

○小島 審査部の小島です。

先ほどインド高速鉄道の重大な変更のところで、石田委員からマングローブについてのお話がありました。今、高速鉄道室の担当がオンラインで参加して、改めてのご説明と資料の提示、準備できておりますので、5分ほど時間いただいて、それをさせていただければと思います。

○原嶋委員長 どうぞ、お願いします。

○小島 じゃ、高速鉄道室の皆さん、準備できたらどうぞよろしくお願いします。

画面見えています。

○福居 先ほど説明させていただきました福居でございます。5分もかかりません。端的にです。

先ほど、説明でちょっと明示できなかったのが、今アップになりましたけれども、ちょっと引いてもらえると、さっきの地図の衛星画像的なものなんですけど、ここが、右下がクリーク、水際になっていて、マングローブはこの水辺辺りにあると。先ほどの地図だと、このインド国鉄の線路を挟んで両側に緑でフォレストゾーンとしていた。これの要は右のほうの端のほうは、タネ・クリークに面したマングローブということになっていて、こちら及びこの森林区域全体を避けるべく、構造物のうちホーム以外の駅出口等の施設をこの地図で見ますと、向かって左側に寄せるというふうなことをしたということで、補足の説明まででございます。

こちらでちょっと質問の趣旨に対する回答になっているかあれですけども、追加で説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 衛星画像を見せていただいて明確になりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

○福居 ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局ですか、今後の日程、お願いします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

スケジュールのご説明の前に、チャットで今、流させていただきましたけれども、原嶋委員長からも宿題をいただきましたウズベキスタンのザラフシャン風力の助言で、山岡委員にご指摘をいただいた、可能な限り人工光源を避けるべきであるという記載のところのEHSガイドラインの原文を見てほしいということで、原文をチャットに添付をしております。

山岡委員のご指摘のとおり趣旨の記載が、EHSガイドラインの風力に関するところで記載されておりますので、事務局としては、特段の修正なく、異存はございません。

また、先ほどの保護区の説明、申しわけありません。原嶋委員長のご理解のとおり、ルールを変更する意図ではございません。

また、日比委員がおっしゃられたように、例外はあくまで例外というところもよく理解をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

また、最後、スケジュールのご説明ですけれども、議事次第7ポツにございますけれども、次回の全体会合は2021年12月6日の月曜日の14時からオンライン会議で開催をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

あと、冒頭にワーキンググループのスケジュール確認で、ご都合の悪い日、あるいは参加したい日がありましたら、別途事務局のほうにメールでご連絡いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後になりますけれども、ご発言ありましたらサインを送ってください。大変長い時間になってしまって、本当に申しわけございません。何かご発言ありましたらサインを送ってください。

それでは、本日は3つの助言分確定ということでございますので、手続をお願いします。

それでは、第130回の全体会合をこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

17:50 閉会